

第4次 （あいプラン）

綾部市男女共同参画計画改定版

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度

令和8(2026)年7月
綾部市

あいプラン

^{あい}「I (私)」^{あい}「EYE (目)」^{あい}「相」^{あい}「愛」…

—男女共同参画を私自身の問題として
しっかり見つめ、相互に愛情を持って
男女平等の社会を実現できるように—
「あい」にはこんな願いが込められています。

第4次綾部市男女共同参画計画(あいプラン) 改定版の策定にあたって

綾部市では、平成 18(2006)年に施行した綾部市男女共同参画条例に基づき、相談体制の充実や働く女性への支援、男性の家事・育児への参画促進などに取り組んできました。

それによって複数の分野での成果も出てきていますが、いまだ遅れているのは政策・方針決定過程への女性の参画という課題だと感じています。

地域社会において、性別による固定的役割分担意識は依然として根強く残っています。

今回改定した「第4次綾部市男女共同参画計画(あいプラン)」は、ジェンダー平等の視点に立ち、すべての人が人権を尊重され、自らの意思と責任において活躍できる社会の実現に向けて見直しました。

この計画を「絵に描いた餅」に終わらせず、実効性あるものとするのが重要です。市民の皆様のご理解と積極的な参画をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり、熱心に審議していただきました綾部市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、意識調査等で貴重なご意見、ご提言をたまわりました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和8(2026)年7月

綾部市長

四方源太郎



目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の背景	3
3 綾部市における男女を取り巻く状況	7
4 計画の位置付け	13
5 5年後に目指すビジョン	14
6 計画の基本理念	15
7 計画の体系	16
第2章 計画の内容.....	19
基本目標Ⅰ 人権の尊重	20
基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大とワーク・ライフ・バランスの推進...	24
基本目標Ⅲ 安全・安心な地域社会づくり	34
第3章 計画の推進体制	43
1 計画を推進する体制の充実	44
2 計画の進行管理	45
参考資料.....	47
審議会への諮問答申	48
綾部市男女共同参画審議会委員名簿	50
男女共同参画のあゆみ	51
男女共同参画社会基本法	56
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	61
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	73
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	81
綾部市男女共同参画条例	87
綾部市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例	90
用語解説一覧表.....	92

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法¹」では、男女共同参画社会²を実現するための基本理念を掲げ、行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たすべき役割を定めており、国と地方公共団体には、基本理念を実現するための、男女共同参画社会を形成する施策を策定・実施する責務があると明記されています。

そのため、国は、同法に基づく男女共同参画基本計画を5年ごとに策定し、社会経済情勢の変化等に対応した重点分野を設定し、具体的施策と成果目標を定めています。また、市町村に対しては、国の男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案した市町村男女共同参画計画を策定することを規定しています。

綾部市では、平成13（2001）年に綾部市男女共同参画計画「第2次あいプラン」を策定し、平成17（2005）年度には「綾部市男女共同参画条例」を制定しました。その後、平成23（2011）年に策定した「第3次あいプラン」では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律³（以下「DV⁴防止法」という。）」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律⁵（以下「女性活躍推進法」という。）」に基づく計画を包含して、取組を推進してきました。

このたび、令和3（2021）年3月に策定した「第4次あいプラン」の中間年となることから計画の見直しを行いました。

¹ **男女共同参画社会基本法** 平成11（1999）年施行。男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、男女共同参画社会の形成についての基本理念を定め、国・地方公共団体及び国民の果たすべき役割、基本計画の策定を規定しています。令和7（2025）年に、独立行政法人男女共同参画機構の設置に伴い、男女共同参画センターの法的な位置づけの明確化などの一部改正が行われています。

² **男女共同参画社会** 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会と定義されています。

³ **配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律** 平成13（2001）年制定。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。改正を重ねて、暴力の種類や対象の拡大等のDVの実態を反映した実効性の高い施策や措置が充実・強化されています。

⁴ **DV** ドメスティック・バイオレンス。夫婦・パートナーや恋人など親密な間柄において起こる身体的・精神的・性的・経済的な暴力や社会的隔離のこと。暴力には、脅し、無視、言動の制限、強制、苦痛を与えることも含まれます。

⁵ **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律** 平成27（2015）年制定。働くことを希望する女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられています。令和7（2025）年に、男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表の義務づけ（常時雇用する労働者101人以上の事業主）や有効期限（令和18（2036）年3月31日まで）の10年間延長などの改正が行われています。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国連を中心に進められてきたジェンダー平等⁶の取組の第一に挙げられるのは「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女性差別撤廃条約・1979年採択）ですが、同条約は、男女の完全な平等の達成を目的として、「女性に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別撤廃のための措置をとることを求めています。

日本が、令和3（2021）年に、国連女性差別撤廃委員会に提出した第9回政府報告書⁷に対する同委員会からの総括所見が令和6（2024）年10月に発表され、日本の取組に対して、結婚可能年齢の男女同一化や女性の再婚禁止期間の廃止、性的同意⁸年齢の引き上げなどが評価された一方で、選択的夫婦別姓の導入や、長年の懸案である選択議定書⁹の批准などについて、勧告を受けています。

2015（平成27）年に国連加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されたSDGs（持続可能な開発目標）においては、「ジェンダー平等の実現」は、17の目標の一つであると同時に、すべての目標を達成するための基盤であると認識されています。

国連以外にもG7サミットやOECD（経済協力開発機構）、APEC（アジア太平洋経済協力）などの国際的な枠組みにおいて、ジェンダー格差の縮小に向けた議論が行われ、あらゆる政策にジェンダー平等の視点を取り入れる「ジェンダー主流化」は、国際社会において一層重視されるようになっていきます。



⁶ **ジェンダー平等** 一人ひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味しています。

⁷ **政府報告書** 女性差別撤廃条約の締約国は、条約の実施のためにとった立法、司法、行政その他の措置等について、定期的に政府報告書を国連事務総長に提出し、女性差別撤廃委員会からの審査を受けることとされています。この審査結果を踏まえ、同委員会は、締約国に対する「勧告」を含む最終見解を発出します。

⁸ **性的同意** 性にまつわることにについて、あいまいにせず、相手の意思を互いに確認すること。

⁹ **選択議定書** 条約の内容を補うために作られる文書で、条約と同じ効力を持ちます。女性差別撤廃条約選択議定書には「個人通報制度」と「調査制度」の2つの手続きがあり、それらを利用するには、新たに批准が必要です。

（２）国の動き

「第4次あいプラン」策定以後の法制定等では、令和5（2023）年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（以下「LGBT理解増進法」という。）、令和6（2024）年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）がそれぞれ施行されています。また、平成27（2015）年に10年間の時限立法として成立した「女性活躍推進法」は、令和7（2025）年に期限を10年間延長するほか、事業主に対する男女間賃金差異や管理職比率の公表義務付けの強化、女性の健康課題に係る取組やハラスメント¹⁰防止対策の規定が追加されるなどの改正が行われました。

（３）綾部市の動き

- 平成24（2012）年から「綾部市男女共同参画社会づくり図画・ポスターコンクール」を、毎年実施し、入賞作品を掲載したカレンダーを発行しています。小・中学生が男女共同参画へ関心を持つことにつなげるとともに、広く市民に周知しています。
- 平成25（2013）年度から女性相談員を配置しており、平成30（2018）年には、増加する相談業務に対応し、相談者が安全に安心して相談できる環境を整備するために、あいセンター¹¹内に女性相談専用の相談室を設置しました。
- 平成26（2014）年度には、小学生（低学年用・高学年用）、中学生用の男女共同参画啓発冊子、指導者用手引書を発行しました。改訂版を平成29（2017）年度に作成し、以後継続して市内小・中学校の児童生徒に配布しています。
- DV被害者への支援として、DVカードを配布することで相談窓口の周知を図るとともに、平成26（2014）年度には緊急一時保護の支援体制を強化しました。
- 令和2（2020）年3月に、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や、子

¹⁰ **ハラスメント** 「嫌がらせ」のこと。セクシュアル・ハラスメントのほかにもパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等があります。
マタニティ・ハラスメントは、妊娠・出産・育児休業等を理由とした嫌がらせや不利益取扱いのこと。
パタニティ・ハラスメントは、子育て中の父親への職場等での嫌がらせのことで、男性社員が育児休業や短時間勤務を取りにくくなるような言動や「育児は女性の役割」という考え方を押し付ける言動等が挙げられます。
令和2（2020）年に改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が施行され、職場におけるハラスメント防止対策の強化が義務化され、令和7（2025）年には、カスタマーハラスメントや求職者に対するセクシュアル・ハラスメントが追加されました。

¹¹ **あいセンター** 平成10（1998）年12月に、男女共同参画社会の実現を目指すための拠点施設として、「綾部市女性センター」として開設し、平成23（2011）年4月からは、女性も男性も、幅広い層の人が利用しやすい施設にするため、「綾部市男女共同参画センター」に名称を変更しました。交流、研修、情報発信、相談等の事業を実施しています。愛称「あいセンター」。

育て支援、女性活躍の取組を一体的に進めていくために、「綾部市特定事業主行動計画（次世代育成支援・女性活躍推進統合版）¹²」として策定しました。

- 令和 5（2023）年度から L G B T Q +¹³等性的少数者¹⁴がその人権を尊重され、自己実現を通じて生きがいを感じられる、平等で公正な、誰もが生きやすい社会の実現を目的としてパートナーシップ制度を導入しています。
- 令和 6（2024）年度には、後期計画策定のための基礎資料を得るために、市民と市内事業所を対象に「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」を実施しました。

（４）前期計画期間の成果と課題

- 市内企業の後援を受けて実施している、あいアカデミー特別講座「働く女性の活躍応援セミナー」を継続的に開催し、働く女性に向けた研修とともに、企業の管理職・人事担当者を対象にした実践的講座を行うことで、女性活躍推進につながる取組を行うことができました。
- 令和 5（2023）年度は、「男性クッキング」に加えて、「パパと子どものクッキング」を開催し、男性の家事・育児への参画意識の向上とスキルアップにつなげる取組を行いました。
- 前期計画期間における審議会等の委員の女性割合は、30%を超えていますが、横ばいで推移しており、目標値の 40%を達成するためには、一層の実効的な取組が必要です。
- 令和 4（2022）年度から女性相談（フェミニストカウンセリング）を、月 1 回から月 2 回に拡充したことで、相談件数が大幅に増加しました。また、令和 6（2024）年度からは男性相談を開始しましたが、1 件のみの実績となり、男性相談の周知が必要です。
- 令和 6（2024）年度に行った「男女共同参画に関する市民意識調査」において、「この 10 年間の男女共同参画の変化」の設問では、「男性の子育て、介護への参加」「DV 等女性に対する暴力をなくすための取組」「行政などの相談窓口の充実」では「進んでいる（「進んでいる」と「どちらかといえば進んでいる」の合計）」がわずかですが増加しています。その他の項目ではやや減少している状況です。
- 市職員に占める女性管理職割合は、令和 5（2023）年以降順調に上昇し、令和 7（2025）年には 31.9%となり、本計画で掲げていた目標の 30%を達成しました。しかし、令和 7（2025）年に「女性活躍推進法」が改正され、10 年間の期間延長がされており、職員全

¹² 綾部市特定事業主行動計画（次世代育成支援・女性活躍推進統合版）「次世代育成支援対策推進法」（平成 15（2003）年制定）及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27（2015）年制定）に基づき、綾部市職員の仕事と子育ての両立等に向けた環境整備や目標、勤続年数や労働時間、管理職比率の男女差や女性採用比率等の状況を把握し、数値目標等を定めた計画。

¹³ L G B T Q + レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別とは異なる性別で生きたい人）、クエスチョニング（わからない、決めたくない人）の頭文字に「+」を加えることで、それら以外も含む多様な性のあり方を表現する言葉です。

¹⁴ 性的少数者 性的指向が同性や両性である、性自認が身体的性別と一致していないなど、性のあり方が多数派に属さない人。

体の男女別割合に管理職割合が近づくことを目指す必要があります。

- 「綾部市特定事業主行動計画（次世代育成支援・女性活躍推進統合版）」に基づき、職員の仕事と育児の両立支援を進めており、令和4（2022）年に育児・介護休業法¹⁵が男性の育児休業取得促進に向けた法改正も行われたことにより、男性職員の育児休業取得率が令和5（2023）年度以降、50%を超えています。
- 審議会等の女性委員割合が伸び悩んでいる状況に対応するために、自治会の役員への女性登用の実態把握と働きかけを目的に、令和7（2025）年に市内全自治会を対象にしたアンケートを実施しました。その結果からは、女性の登用の支障になることとして、自治会の重要な役職は男性が就くものという意識が男女ともに根強く特に男性にその傾向が強い、女性自身が役職に就くことに対して消極的であるといった、男女双方の意識の問題が多くあげられています。また、女性は家庭役割の負担が大きいいため会合の出席やさまざまな役割を担うことが難しいといった声は女性から多く聞かれています。

一方で、高齢化や人口減少により、自治会活動の担い手が減っており、これまで通りのやり方では、自治会が存続しないという危機感を持つ人も多くみられます。そのために、会議の時間を参加者の都合に合わせて調整したり、活動内容を見直したりするなど負担の軽減を図っている自治会もみられます。また、体力的に難しい作業分担を女性には配慮するなども行われています。住民の高齢化のため、村用作業を外部委託することを決めた自治会もありました。

自分たちが暮らす地域をより暮らしやすくするために、性別にかかわらず、幅広い世代の誰もが参加しやすい活動のあり方を十分に話し合っ、役職も分かち合い、共に責任を担うことが必要です。これまでのやり方だけにこだわらず、多様な意見を取り入れていくことで、住民の参加意識が高まり、コミュニティの活性化につながると考えられます。

アンケートにあげられていたように、女性登用を積極的に進めている自治会の取組事例の情報共有を行い、市役所から自治会に委託している業務も含めたスリム化や効率化、組織構成やルールの見直し、デジタル化の推進などを支援して、自治会活動を持続可能なものとするよう取り組む必要があります。

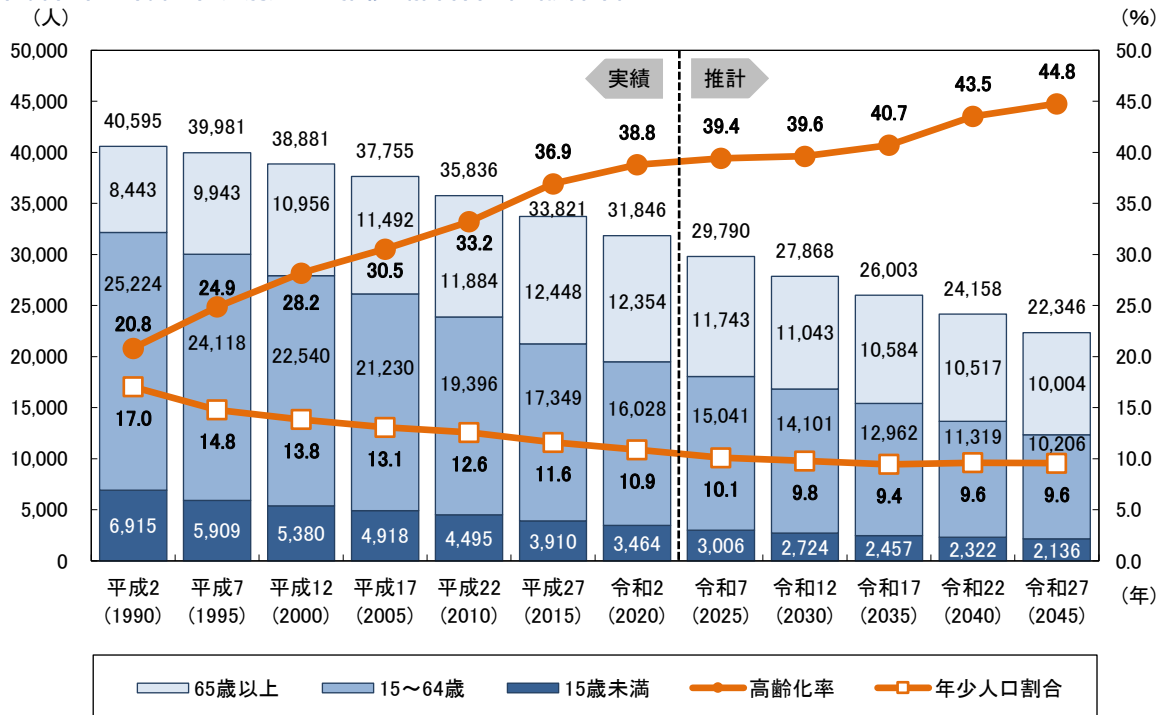
¹⁵ **育児・介護休業法** 平成4（1992）年に「育児休業等に関する法律（育児休業法）」が施行され、平成7（1995）年の改正で「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」となりました。育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的とし、事業主が講ずべき措置等を定めています。改正が繰り返され、令和4（2022）年には、男性の育児休業取得促進のために出生時育児休業制度が創設され、令和6（2024）年の改正では、柔軟な働き方の拡充や育児休業の取得状況の公表義務の拡大などが行われました。

3 綾部市における男女を取り巻く状況

(1) 人口と世帯の動向

本市の高齢化率は、全国や京都府平均と比べて約10ポイント高く、人口減少と高齢化が進んでいます。高齢化率は今後も上昇を続け、20年後の人口は22,000人余りと推計されています。

■ 高齢化率と年齢3区分別人口の推移（推計含む）（綾部市）



注1) 平成2(1990)～27(2015)年の実績値の総数には年齢「不詳」を含むため、各年齢別人口の合計とは一致しない。

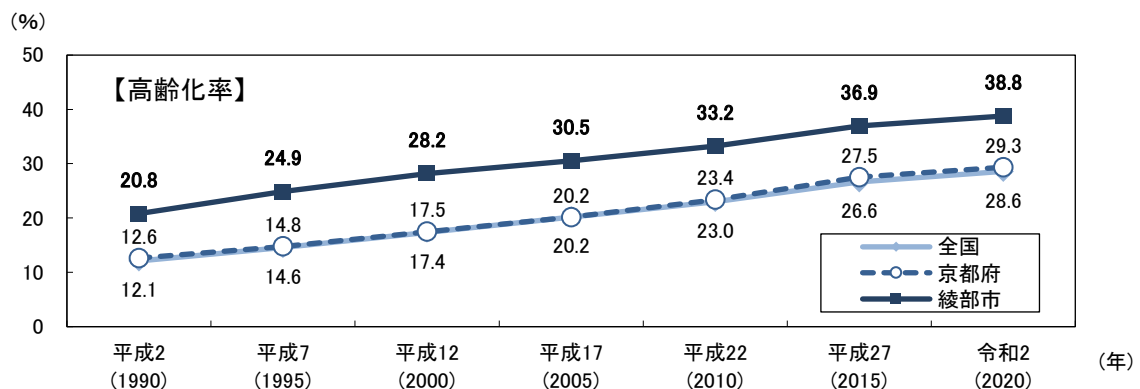
2) 令和2(2020)年の値は不詳補完値

3) 高齢化率・年少人口割合は、総数から年齢「不詳」を除いた人口を分母として算出している。

資料：総務省「国勢調査」(平成2(1990)～令和2(2020)年)

国立社会保障・人口問題研究所(令和5(2023)年推計)(令和7(2025)～27(2045)年)

■ 高齢化率の比較（綾部市、京都府、全国）

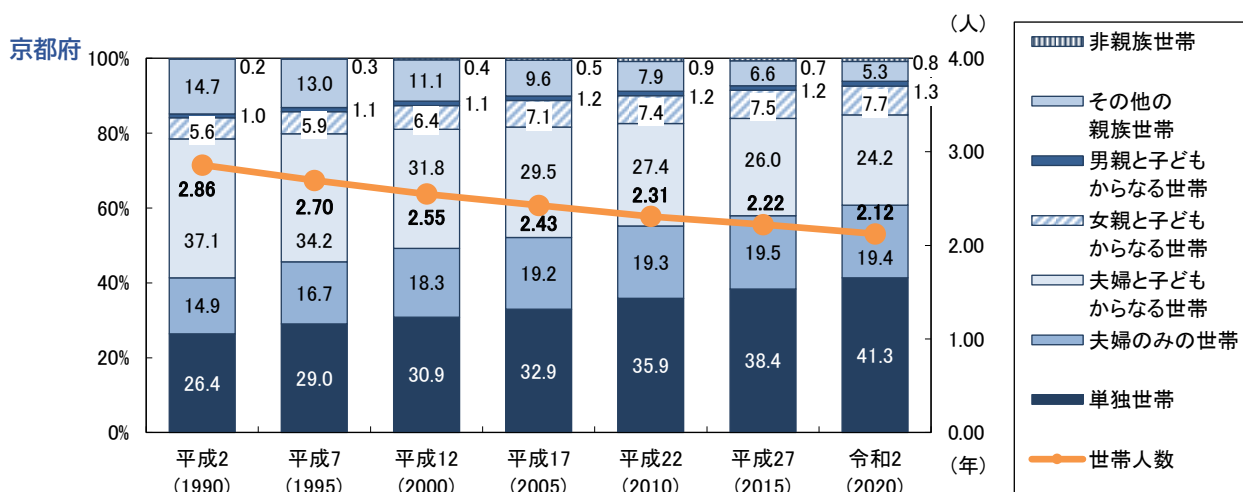
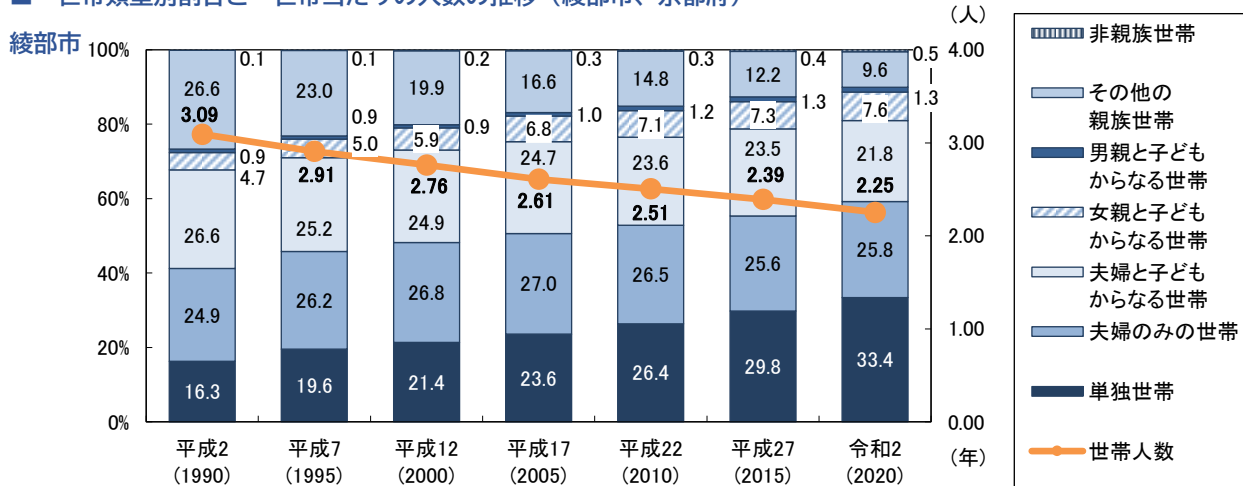


資料：総務省「国勢調査」

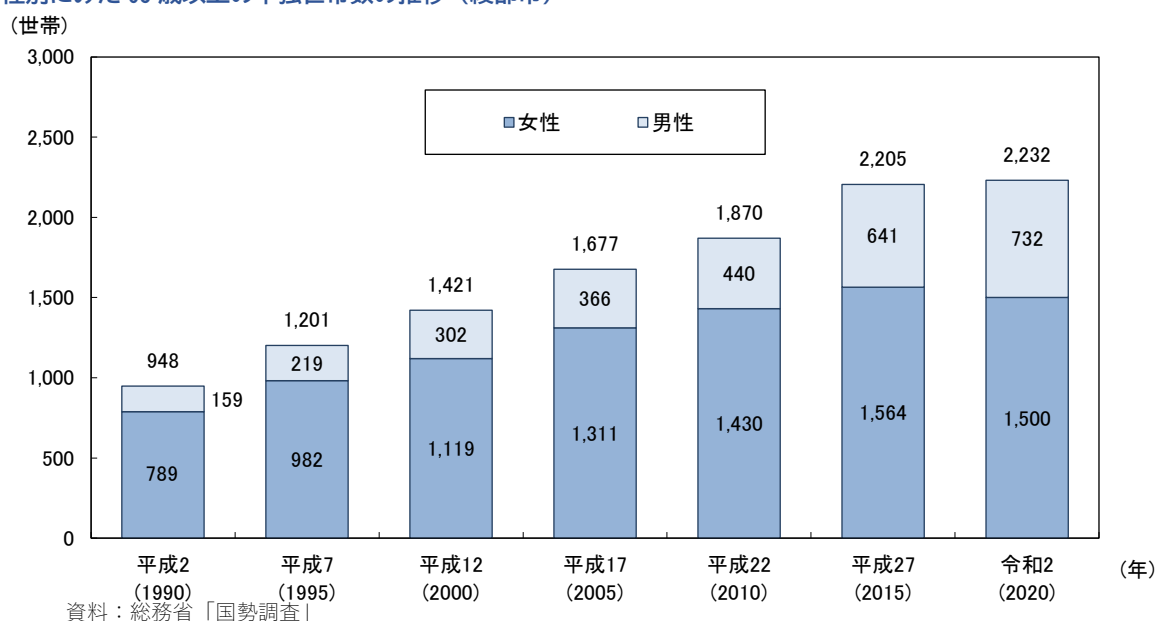
第1章 計画の基本的な考え方

世帯構成では、京都府平均と比べて単独世帯と夫婦と子どもからなる世帯の割合は低く、夫婦のみの世帯割合が高くなっています。高齢単独世帯では約7割が女性です。

■ 世帯類型別割合と一世帯当たりの人数の推移（綾部市、京都府）



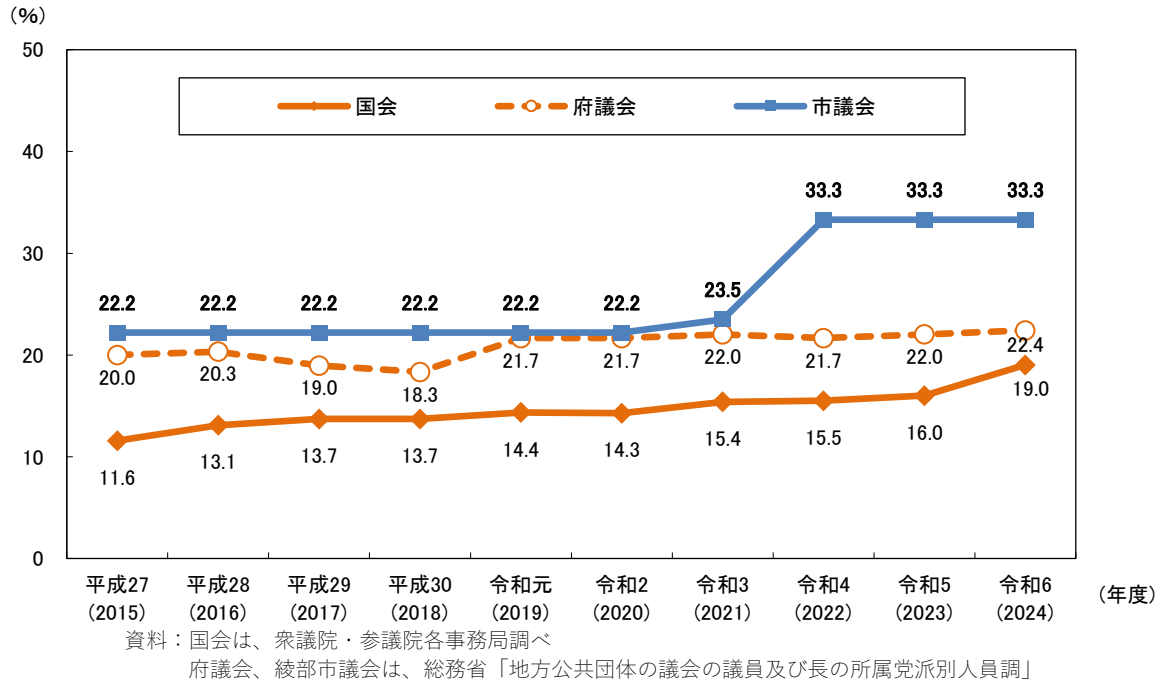
■ 性別にみた 65 歳以上の単独世帯数の推移（綾部市）



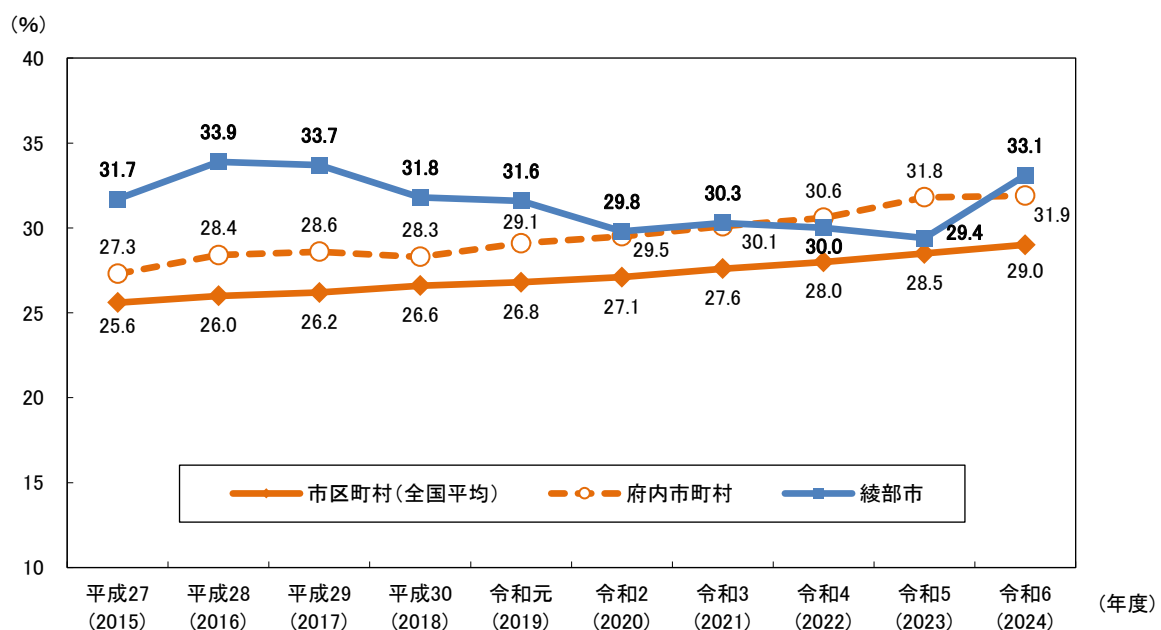
(2) 女性の社会参画

本市の市議会議員における女性割合は、33.3%で、国や京都府よりも高くなっています。審議会等の委員の女性割合も概ね30%を超えていますが、第4次あいプランで設定した目標値の40%には到達していません。

■ 女性議員割合の推移（綾部市・京都府・全国）



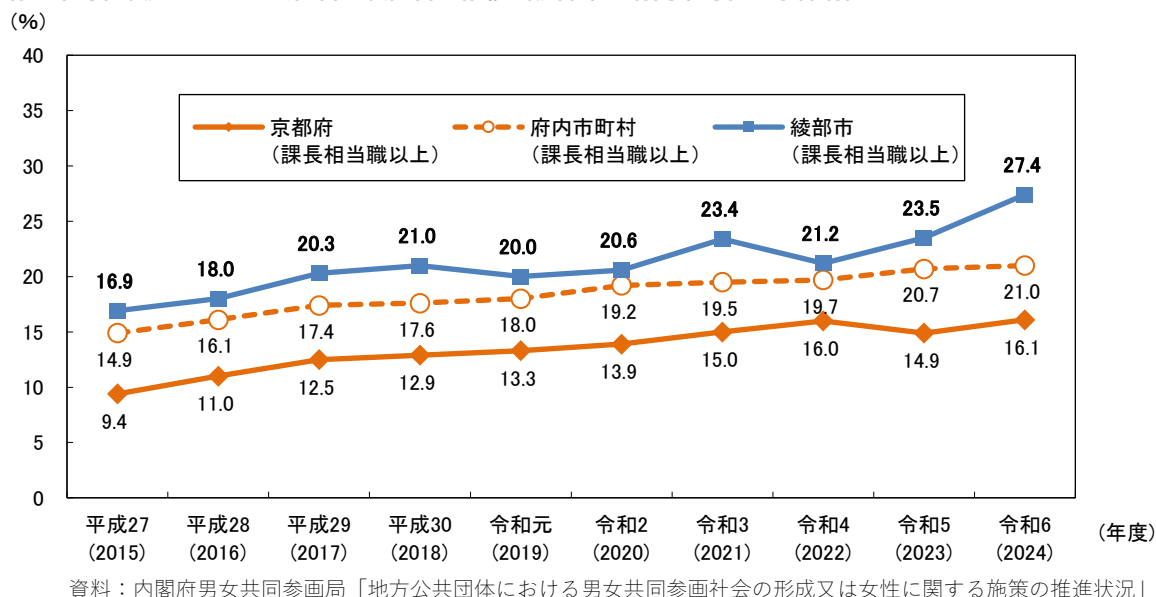
■ 審議会等の委員の女性比率の推移（綾部市・府内市町村・全国平均）



第1章 計画の基本的な考え方

市職員に占める女性管理職割合は、上昇傾向で推移しており、令和6（2024）年度は27.4%、令和7（2025）年度は31.9%となり、第4次あいプランで設定した目標値の30%を達成しました。

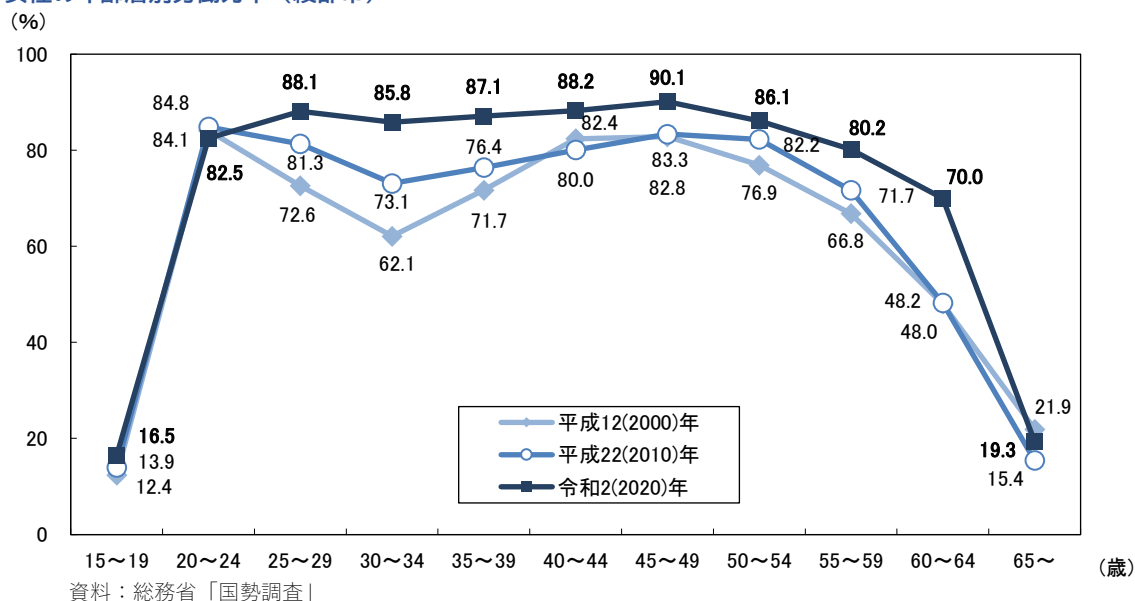
府・市町村職員における女性管理職割合の推移（綾部市・府内市町村・京都府）



(3) 女性の就労状況

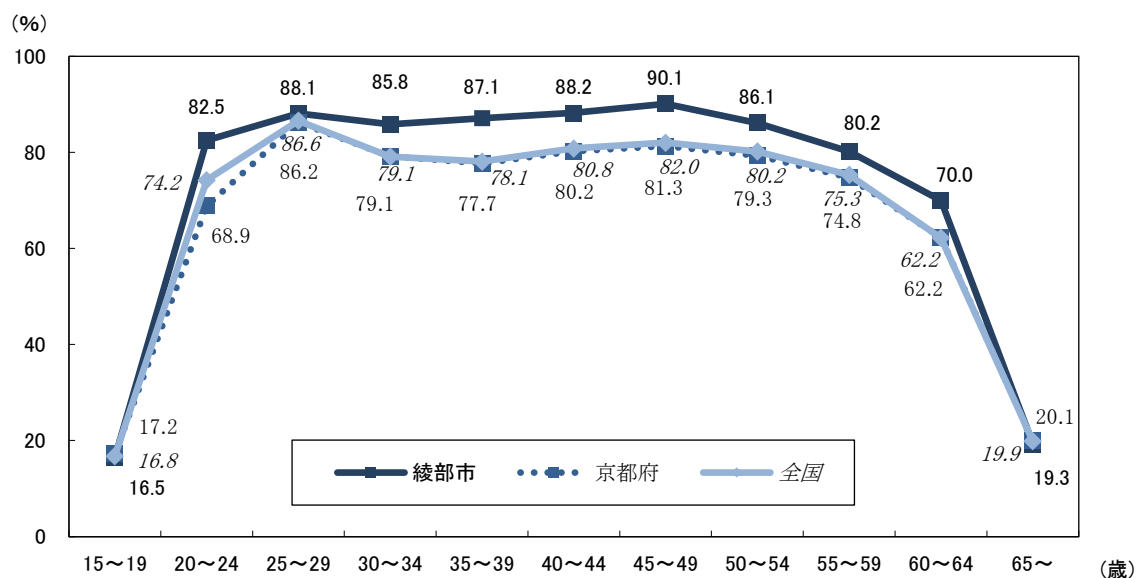
女性の年齢階級別労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、いずれの年齢層も上昇しており、特に30歳代の上昇幅が大きくなっています。

女性の年齢層別労働力率（綾部市）



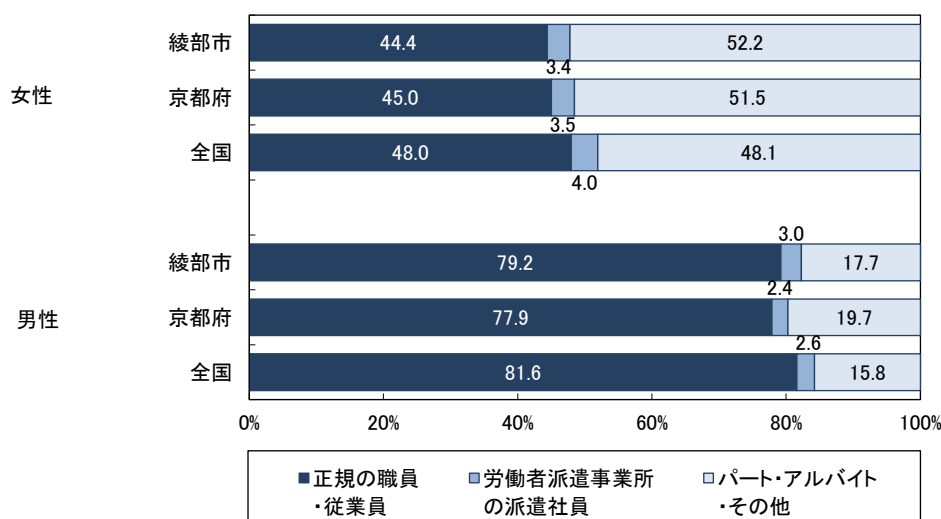
本市の女性労働力率は、20 歳代以降いずれの年齢層も全国、京都府よりも高い状況です。その一方で、女性の雇用形態では、パート・アルバイト等が全国、京都府の割合よりもやや高くなっています。

■ 女性の年齢階級別労働力率の比較（綾部市、京都府、全国）



資料：総務省「国勢調査」

■ 雇用形態別構成割合の比較（綾部市、京都府、全国）

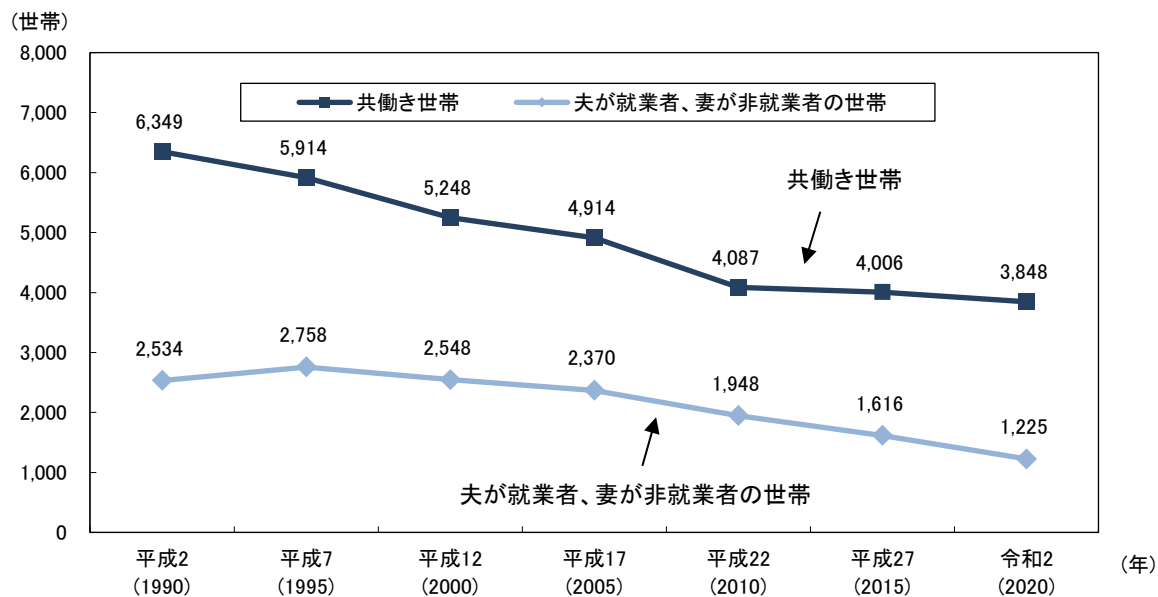


資料：総務省「国勢調査」（令和 2(2020)年）

第1章 計画の基本的な考え方

共働き世帯が専業主婦世帯を一貫して上回っているのは、本市の特徴といえます。

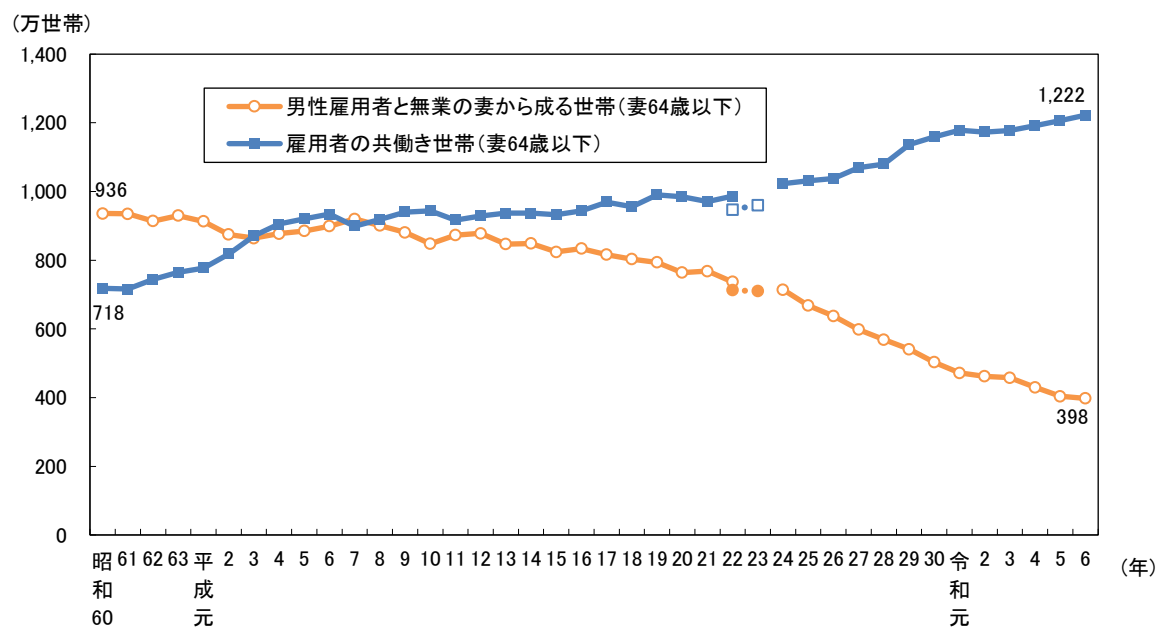
■ 共働き世帯の推移（綾部市）



注) 共働き世帯は、「夫、妻共に就業者である世帯」

資料：総務省「国勢調査」

■ 共働き等世帯数の推移（妻64歳以下）（全国）



注) 平成22(2010)年及び平成23(2011)年は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

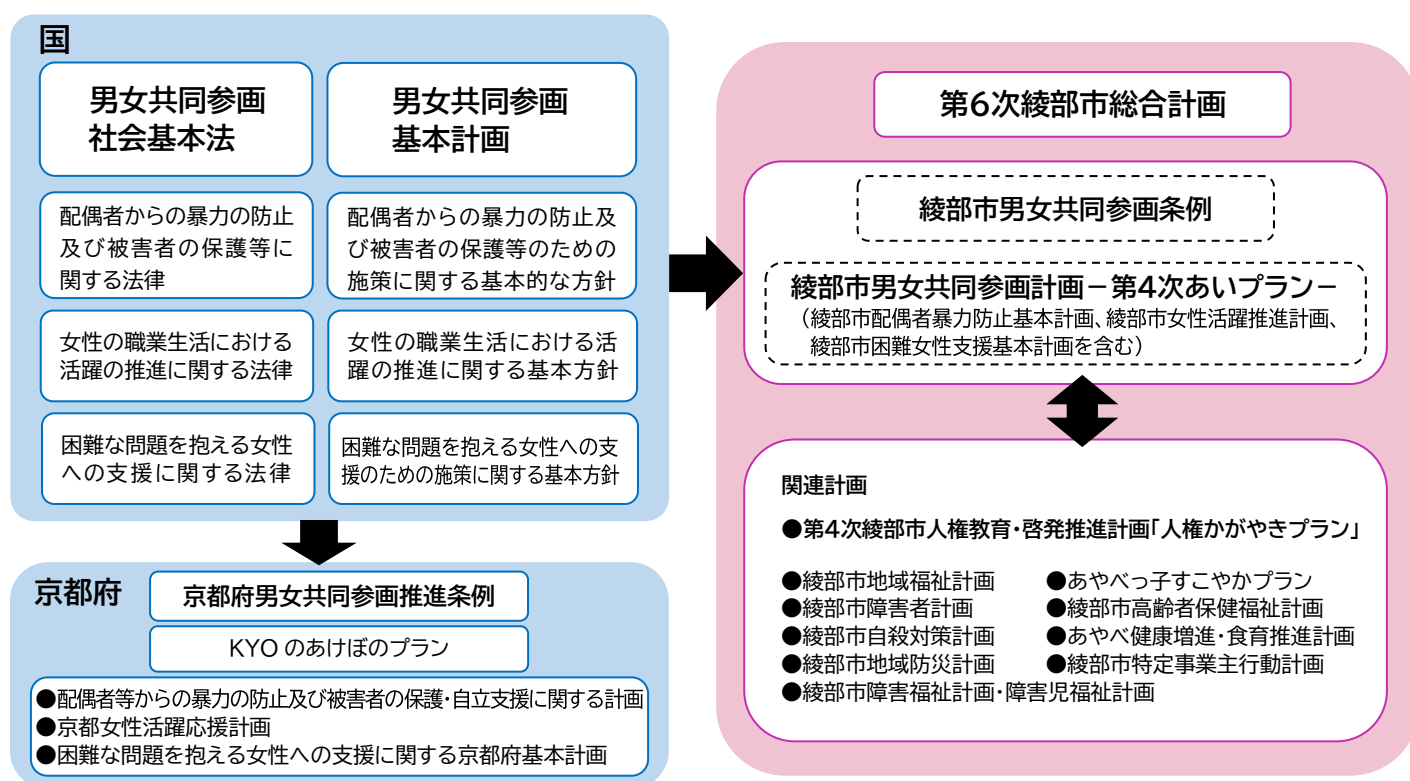
資料：内閣府「令和7年版 男女共同参画白書」

4 計画の位置付け

(1) 計画の性格

- 本計画は、綾部市男女共同参画条例第9条に基づく計画であり、男女共同参画社会基本法に規定される本市の男女共同参画基本計画です。
- 本計画は、「第6次綾部市総合計画」の部門別計画として、「基本目標 自治を高め、心のつながりのあるまち」の実現に寄与します。
- 本計画は、国や京都府の男女共同参画計画を勘案して策定します。
- 本計画は、「DV防止法」に基づく「綾部市配偶者暴力防止基本計画」、「女性活躍推進法」に基づく「綾部市女性活躍推進計画」、「困難女性支援法」に基づく「綾部市困難女性支援基本計画」を包含しています。

【 計画の位置付け 】



(2) 計画の期間

本改定版の対象期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。なお、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じ計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

5 5年後に目指すビジョン

あいでつながる

あやべの新しい時代へ 共に歩もう

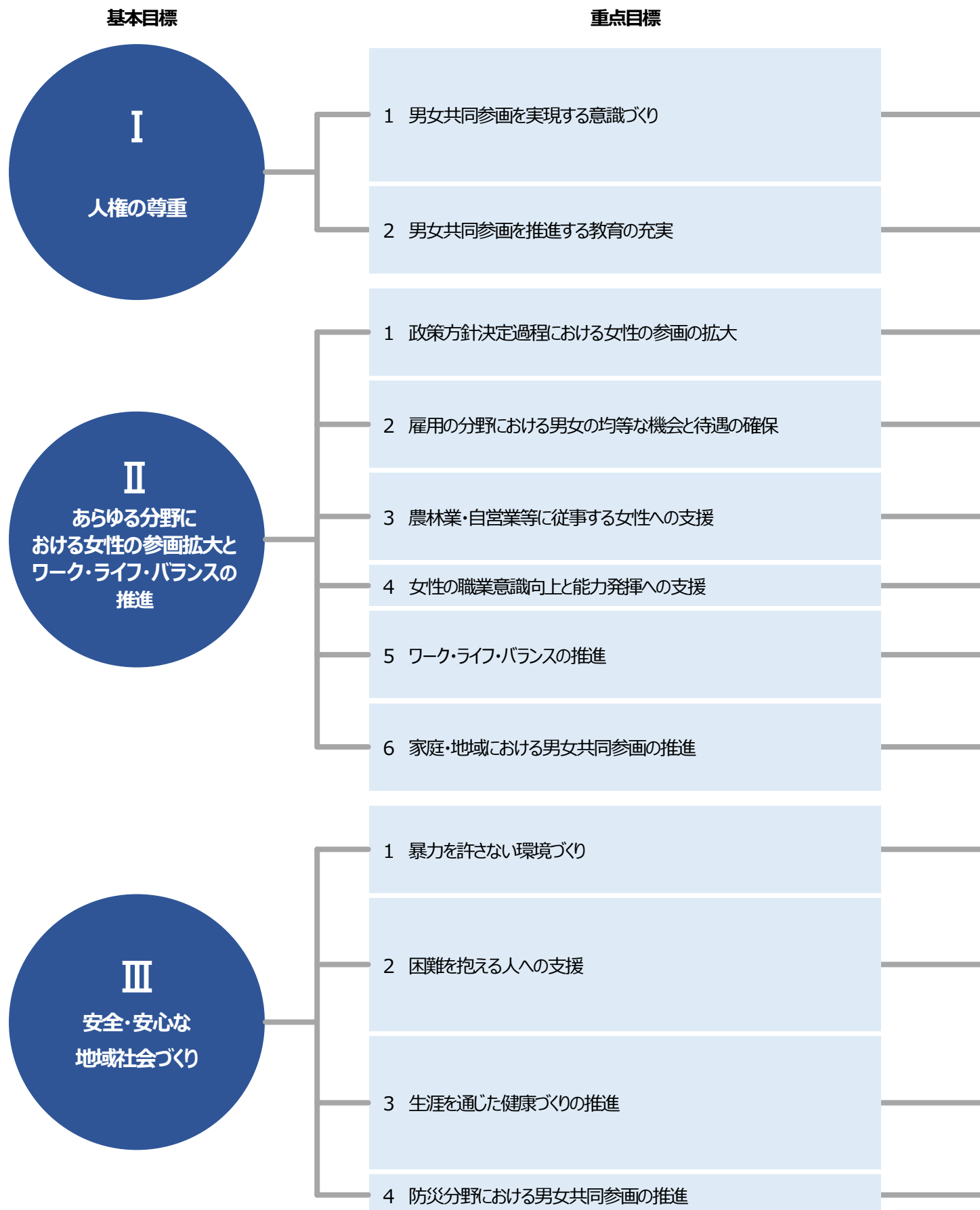
あいプランの達成により、すべての人が性別にかかわらずお互いを尊重しつつ、責任を分かちあい、個性と能力を発揮して共に活躍し共に生きる綾部市を目指します。

6 計画の基本理念

綾部市男女共同参画条例第 3 条に定める「基本理念」を本計画の基本理念とします。

- (1) すべての人が、直接的であるか又は間接的であるかを問わず、性別による差別を受けることなく人権が尊重され、自らの意思と責任において個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) すべての人が、性別によって慣習的に固定された役割分担に基づく慣行又は意識に縛られることなく、自らの意思と責任において社会における活動の選択ができるよう努めること。
- (3) すべての人が、社会の対等な構成員として、市における政策の決定並びに地域及び民間の団体における方針の決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、お互いの協力と社会の支援の下に、次世代を担う子の養育、家族の介護その他の家庭生活において、家族の対等な一員としての役割を果たし、かつ、就労をはじめとする社会活動に参画できるよう努めること。
- (5) 教育が男女共同参画の意識の形成について重要な役割を果たすため、学校教育、社会教育、幼児教育、家庭教育等あらゆる教育の場において、人権の尊重と男女共同参画を推進すること。
- (6) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他性と生殖に関して、自己決定が尊重され、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。
- (7) 男女共同参画のまちづくりは、国際社会における取組や成果と密接な関係を有していることを考慮して、平和を基盤とした国際的協調の下に行うこと。

7 計画の体系



施策の方向

男女共同参画の視点に立った調査・研究の充実

男女共同参画を推進する広報・啓発活動

メディアにおける人権の尊重

保育・教育におけるジェンダー平等教育の推進

男女共同参画を推進する学習機会の充実

方針決定の場への女性の参画の促進

男女共同参画に向けた女性の人材養成と人材情報の充実

事業所等への男女雇用機会均等法等の啓発

事業所へのポジティブ・アクション導入の啓発

女性組織の育成とリーダー養成

女性の労働条件の向上

事業所における意識改善と女性能力開発の促進

仕事と家庭が両立できる環境づくり

男性にとっての男女共同参画の推進

家庭・地域における男女共同参画の推進

多様なライフスタイルに応じた子育て・介護への支援

DV等暴力的行為の根絶に向けた啓発

DV被害者への相談・支援体制の充実

困難な問題を抱える女性への支援

複合的な困難な状況におかれた人への支援

多様性の尊重と共に生きる地域づくり

性と生殖に関する意識の啓発と浸透

生涯にわたる健康づくりへの支援

母性保護と母子保健対策の充実

防災分野における男女共同参画の推進

女性活躍
推進計画

配偶者暴力
防止基本計画

困難女性
支援基本計画

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ 人権の尊重

現状と課題

令和6（2024）年度に実施した「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」の結果をみると、男女共同参画のためのさまざまな社会の動きに関心のある人は7割近くとなっており、前回調査（令和元（2019）年）と比べて約10ポイント高くなっています。

また、「男性は仕事、女性は家事・育児」という性別役割分担に否定的な人、女性の就労継続に肯定的な人は増加しており、市民意識はジェンダー平等の方向に変化している様子が見えてきます。その一方で、社会全体での男女平等感では、6割以上の人々が『男性優遇』と感じている現実はほとんど変わっていません。

この結果は、現実の生活で男女のおかれた状況に変化が感じられていないからだと考えられます。その背景には、長年にわたり人々の意識に形成された性差に関する固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス¹⁶）の存在が挙げられます。

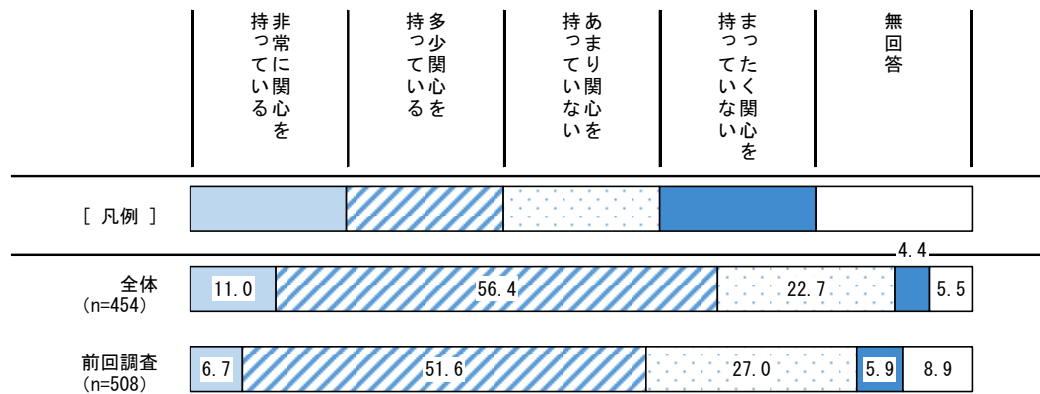
こうした固定観念や思い込みは、幼少期からの周囲の大人の言葉かけを含めた子どもが受け取るさまざまな情報や体験によって形成されるものです。無意識のうちに子どもの性別によって言葉かけ等が異なることで、子どもは、それぞれの性別に期待される役割やふるまい方を身につけるようになると考えられます。固定観念や無意識の思い込みは、誰もがもつものですが、そのことによって生き方が縛られると、生きづらさを感じるなど、一人ひとりの個性の発揮を妨げることにつながりかねません。

性別にかかわらず、誰もが人権を尊重され、自らの意思で主体的に多様な選択ができるように、学校、家庭、地域、職場等のあらゆる場と機会を通じて、幅広い層を対象に、ジェンダー平等、男女共同参画の理解を浸透し、すべての人がともに社会の発展に貢献する意識を醸成する必要があります。

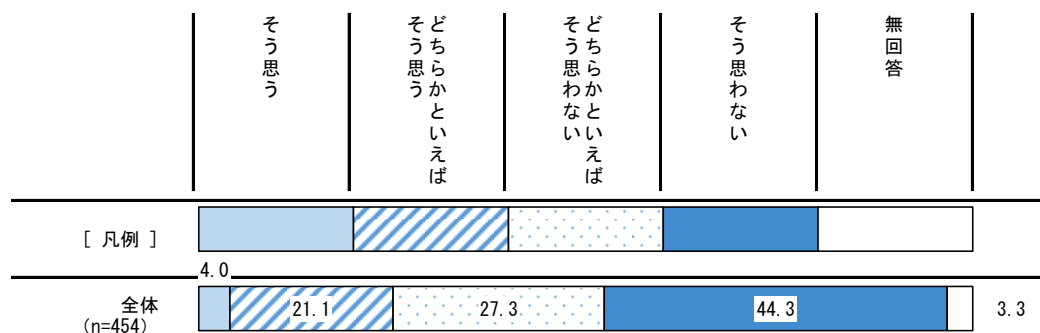
今回の改定にあたっては、社会のなかで女性がおかれた状況を踏まえて男女共同参画社会の実現を目指すとともに、人の性を構成する要素（からだの性、こころの性、表現する性、性的指向など）の組み合わせは多様であることへの配慮を念頭において、性別にとらわれない「ジェンダー平等」を推進する計画としています。

¹⁶ アンコンシャス・バイアス 過去の経験や周りの環境などから、自分自身では気付かないうちに身に付いたものの見方や捉え方の偏りのこと。性別に基づくアンコンシャス・バイアスは、就労の場や地域社会、学校現場、メディア、家庭等のあらゆる場面において無意識に男女の役割に対する固定的な価値観を与えることがあります。

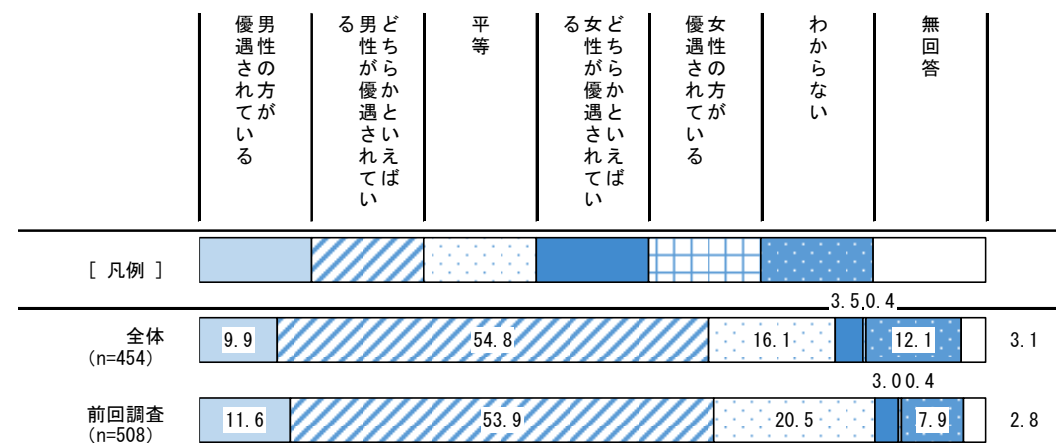
■ 男女共同参画についての関心の有無



■ 「男性は仕事、女性は家事・育児」と役割分担をする方がよい



■ 各分野の男女の地位の平等感（社会全体では）



資料：「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」令和6(2024)年度

重点目標1 男女共同参画を実現する意識づくり

施策の方向

(1)男女共同参画の視点に立った調査・研究の充実

事業 番号	施 策	内 容
1	男女共同参画の視点に立った調査・研究の充実	◇性別・年代別の意識や実態等を調査し、市民のニーズや実情を把握するなど意識変革のための研究を行います。
2	国際社会におけるジェンダー平等に関する学習と情報収集	◇国際社会におけるジェンダー平等や国際情勢等の情報収集を行うとともに、講座等により広く市民に啓発を行います。
3	男女共同参画センター機能の充実	◇男女共同参画を進めるうえでの拠点として、あいセンターの機能の充実を図ります。

(2)男女共同参画を推進する広報・啓発活動

事業 番号	施 策	内 容
4	多様な広報媒体を通じた広報・啓発活動の推進	◇広報紙、ポスター、FMいかる、ホームページ等の多様な媒体を活用し、世代に応じたジェンダー平等、男女共同参画の理解を深める広報・啓発活動を進めます。
5	人権教育・啓発の推進	◇ジェンダー平等を人権課題の一つととらえ、「綾部市人権教育・啓発推進計画（人権かがやきプラン）」に基づき、法の下での平等、個人の尊重といった人権の視点からの教育・啓発を推進します。

(3)メディアにおける人権の尊重

事業 番号	施 策	内 容
6	男女共同参画の視点に立った市の刊行物における表現の配慮	◇男女共同参画の視点から市の刊行物等について固定的な性別役割分担意識を肯定、又は連想させるような内容や表現にならないようにします。
7	ジェンダー平等の視点でメディアを読み解く力をつける取組の推進	◇メディアからもたらされる膨大な情報を無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解く力をつけるための学習を行います。

重点目標2 男女共同参画を推進する教育の充実

施策の方向

(1) 保育・教育におけるジェンダー平等教育の推進

事業番号	施策	内容
8	ジェンダー平等の視点に立った保育の推進	◇保育所、認定こども園の関係者自身がジェンダー平等に対し、敏感な視点を持つよう研修の充実を図ります。また、固定的な性別役割分担意識にとらわれない幼児教育・保育の推進を図ります。
9	幼稚園、学校におけるジェンダー平等教育の推進	◇教職員がジェンダー平等の視点を更に広げるために研修の充実を図ります。また、ジェンダー平等の視点に立った学習が行えるよう、指導内容や指導方法、教材について研究します。
10	性別にとらわれない生徒指導・進路指導の推進	◇性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力を十分伸ばす生徒指導や進路指導を行うための研究に取り組むとともに、教職員の研修の推進を図ります。

(2) 男女共同参画を推進する学習機会の充実

事業番号	施策	内容
11	男女共同参画の視点を取り入れた学習の場の充実	◇男女共同参画や固定的性別役割分担意識 ¹⁷ 解消の視点に立った学習の場を提供します。また、性別にとらわれない多様な生き方を目指す生涯学習を推進するための指導者を養成します。 ◇性別や性的指向・性自認 ¹⁸ にとらわれない多様な社会を目指すための学習機会を提供します。
12	学習の推進による慣習やしきたり等の見直し	◇固定的性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりの改善に向けて、性別や年齢等さまざまな対象者が参加しやすい内容や時間帯を考慮した講座等を開催し、学習機会の充実を図ります。
13	市職員の男女共同参画に関する意識の向上を図る研修の充実	◇各部署において、男女共同参画の視点に立った事業展開が行えるよう、職員の意識を高め、理解を深めるための職員研修を充実します。

¹⁷ **固定的性別役割分担意識** 男女を問わず個人の能力によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由にして、役割を分担するのが当然、あるいは自然だとする意識のことをいいます。

¹⁸ **性的指向・性自認** 性的指向とは、どのような性別の人を好きになるか、ということ。性自認（性の自己認識）とは、自分の性別をどのように認識しているのか、ということで、「心の性」と言われることもある。「身体の性」と「心の性」が一致せず、自身の身体に違和感をもつ人もいます。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大とワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

【あらゆる分野における女性の参画拡大】

本市の審議会等委員の女性割合は、第4次あいプラン前期計画で設定した目標値の40%には到達していませんが、30%前後の水準を維持しており、概ね全国や京都府の平均を上回っています。

「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」の結果をみると、「方針決定の場に参画する女性が増えた方がよい」という市民意識は高いにもかかわらず、現実の参画状況は大きな進展がみられません。また、女性が地域活動のリーダーになるために必要なこととして、前回調査同様に「女性が地域活動のリーダーになることに対する女性自身の抵抗感をなくすこと」「女性が地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと」が上位に挙げられて、男女双方の意識変革が課題と考えられます。ただし、「女性が地域活動のリーダーになることについて、啓発や情報提供・研修を行うこと」「女性が地域活動のリーダーに一定の割合でなるような取組を進めること」が前回調査に比べて増加しており、具体的な取組の必要性が認識されるようになっている傾向がうかがえます。

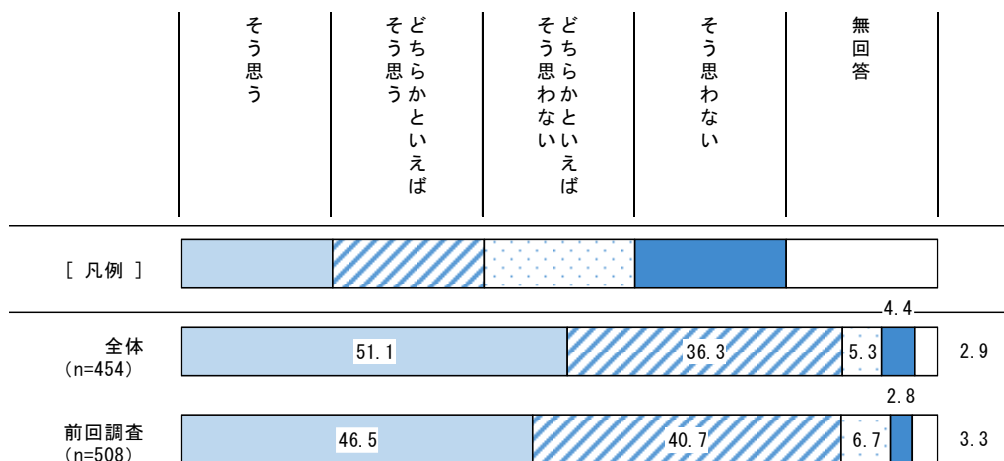
令和7（2025）年度までの時限立法であった「女性活躍推進法」は、その目的の達成が不十分であるとの認識で、期限が10年間延長され、男女間賃金差異や管理職比率の公表（101人以上の事業主）の義務付けなどが規定されました。

本市が行った事業所アンケートでは、女性従業員数、女性管理職数ともに「増えている」という事業所の割合が増加し、今後の雇用についても「増やしたい」という事業所が増えており、事業所側の女性活用意欲は高まっている様子が見えます。

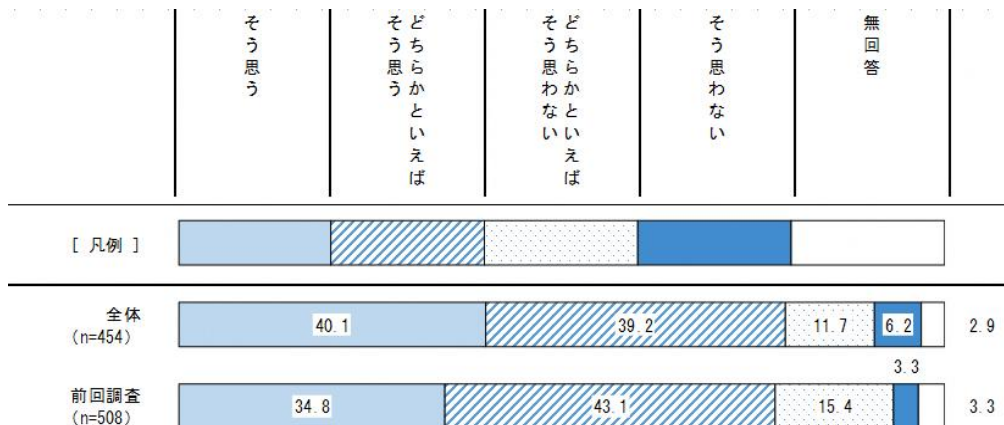
人材不足が事業所の大きな課題であるなかで「共同参画しないと企業は回らない」といった意見も寄せられていますが、女性管理職登用の課題としては、前回調査同様に「女性自身が管理職を望まない傾向がある」が最も多くあげられています。

女性が管理職を望まない背景には、依然、家事・育児・介護との両立の負担感もあると考えられるため、女性の意識変革とともに男性の家事・育児・介護への参加を進めていく必要があります。

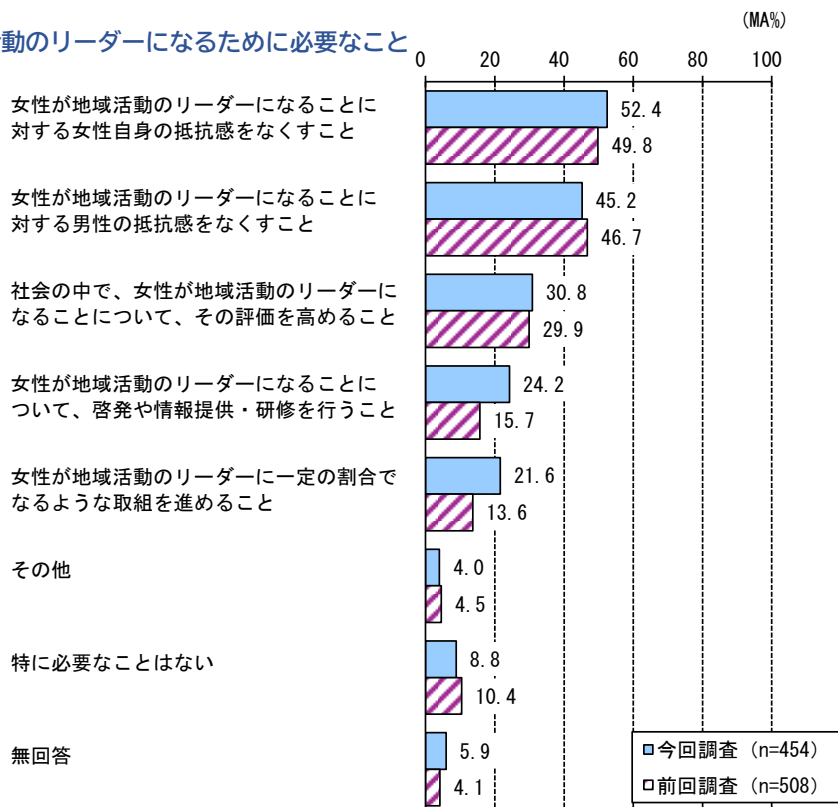
■ 政治など方針決定の場に参画する女性が今よりも増えた方がよい



■ 自治会やPTA等の会長や役員に女性が増えた方がよい



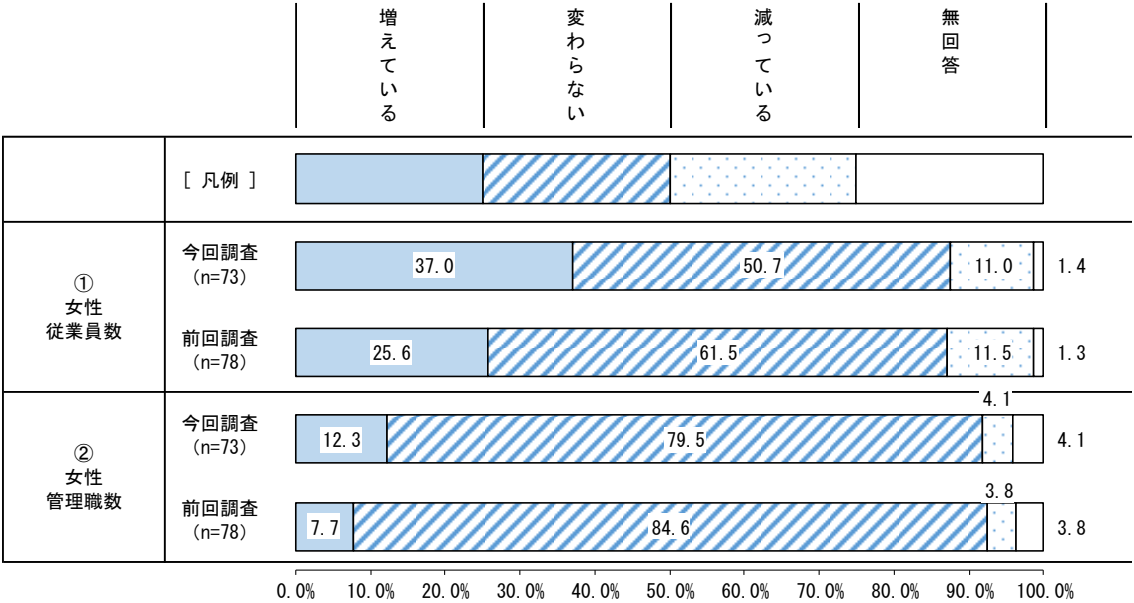
■ 女性が地域活動のリーダーになるために必要なこと



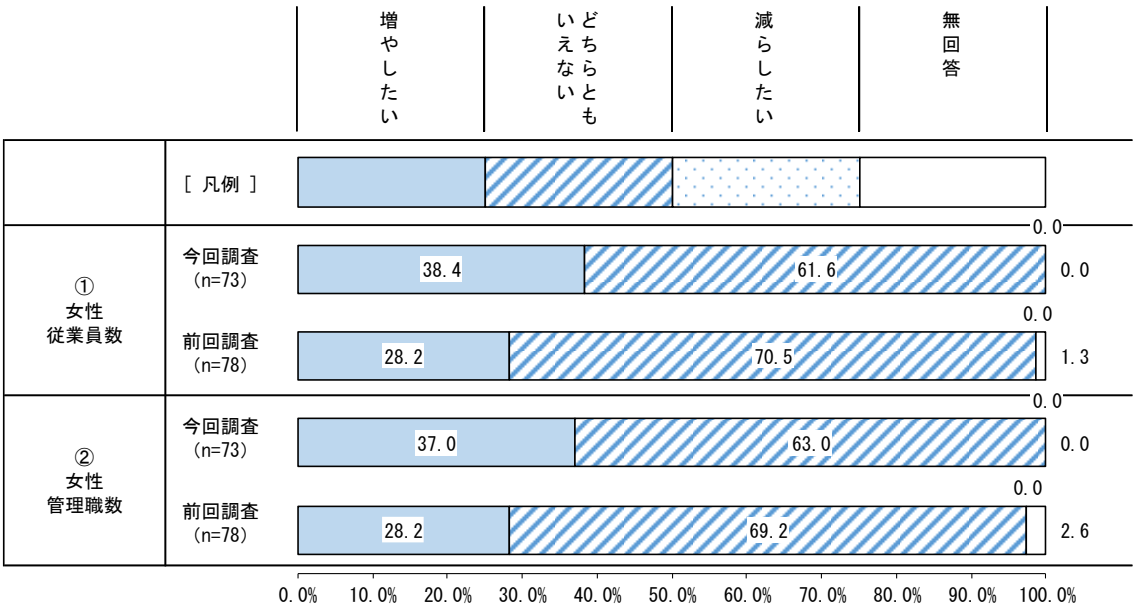
資料：「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」令和6(2024)年度

第2章 計画の内容【基本目標Ⅱ】

■ 女性の雇用状況（事業所調査）



■ 今後の女性の雇用についての考え（事業所調査）



資料：「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」令和6(2024)年度

【ワーク・ライフ・バランスの推進】

本市の女性の就労状況は、全国や京都府に比べて女性の労働力率が高く、共働き世帯が多いという特徴があります。その背景には歴史的に繊維産業を中心とした製造業が集積した産業構造があげられます。相対的に三世帯世帯の割合が高いことも共働き世帯を支えてきたと考えられますが、近年は三世帯世帯の減少が顕著となっています。

少子高齢化の進展により働き手が減少する中、国では、女性の労働力に期待する政策を進めており、仕事と育児の両立支援のために、保育サービスや育児にかかわる給付制度、休暇制度の拡充を進めています。しかしながら、家事・育児・介護の負担が女性に偏っている現状は大きく変わっていません。

「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」の結果をみると、男女が育児や介護の有無にかかわらず働き続けるために必要なこととして、「休業を取りやすい職場環境、職場の雰囲気づくり」「企業の育児・介護休業制度の整備・充実」「男女がともに家族の家事・育児・介護を担う」を挙げる人が6割を超えています。

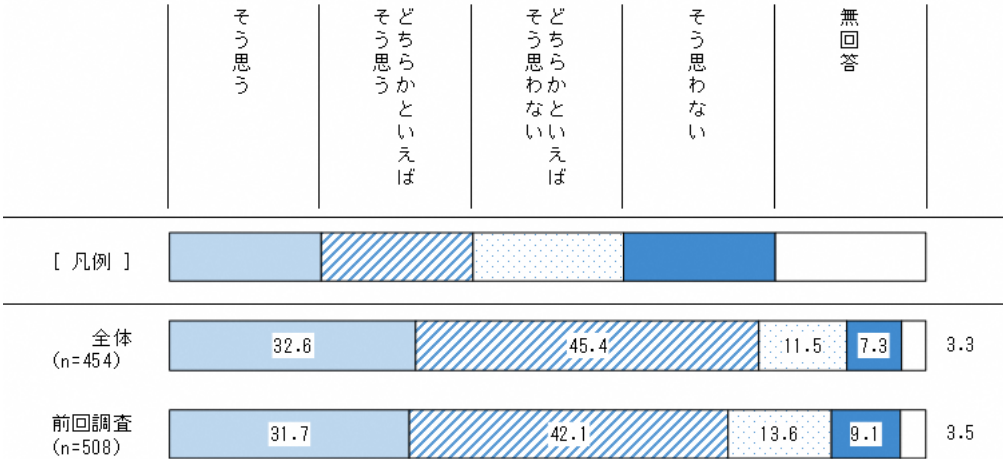
また、高齢化の進展により、働きながら介護を行う男女は増えており、仕事と介護の両立も大きな課題となっています。さらに晩婚化、晩産化に伴い、子の育児と親の介護を同時期に行わなければならない「ダブルケア¹⁹」の問題も顕在化しているなど、育児、介護等と仕事との両立は、男女共通の問題となっています。

地域における子育て支援や介護サービスの基盤整備とともに、育児・介護休業の取得促進、事業所に対する働き方改革や柔軟な勤務形態による両立支援対策等の働きかけなど、誰もが仕事と生活の調和が実現できる社会環境の整備が求められています。

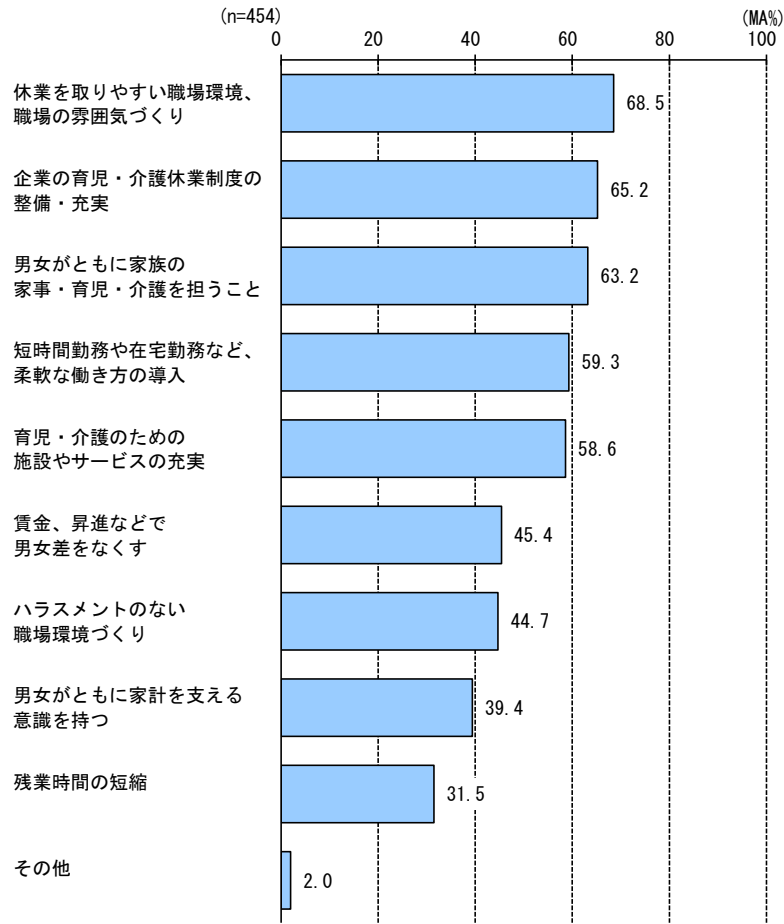
¹⁹ **ダブルケア** 子育てと親や親族の介護を同時に担う状態のことをさします。

第2章 計画の内容〔基本目標Ⅱ〕

■ 女性も結婚、出産にかかわらず仕事を続ける方がよい



■ 男女が育児や介護の有無にかかわらず働き続けるために必要なこと



資料：「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」令和6(2024)年度

重点目標 1 政策方針決定過程における女性の参画の拡大

施策の方向

(1)方針決定の場への女性の参画の促進

事業 番号	施 策	内 容
14	市の審議会等における女性の参画の促進と市政への女性の意見の反映	◇市の審議会等委員の委嘱の在り方を見直し、男女とも 40%以上の参画を目標として取り組むとともに、定期的な調査、分析を行い、結果を公表します。また、男女がともに参画しやすい環境をつくるため、パブリック・コメント ²⁰ の実施及び審議会等の委員公募制の促進や積極的改善措置（ポジティブ・アクション） ²¹ の導入に努めます。
15	女性市職員の職域拡大と管理職への積極的登用の促進	◇女性市職員が多様な仕事を経験し能力が発揮できるよう職域の拡大を図るとともに、管理監督職への女性の登用率 35%以上を目標として取り組みます。
16	女性の職域拡大と積極的登用への啓発	◇民間企業において女性の職域拡大や管理職等への積極的登用が行われるよう、関係部署と連携し人事担当者や管理職に向けた講座を開催するなどにより啓発を行います。 ◇地域産業に従事する女性の貢献を正當に評価し、方針決定の場への参画を促進します。
17	地域活動における女性の参画拡大	◇多様な地域活動における意思決定の場への女性の参画を促進するため、さまざまな機会を通じて啓発を行います。

(2)男女共同参画に向けた女性の人材養成と人材情報の充実

事業 番号	施 策	内 容
18	女性の人材養成の充実	◇女性のエンパワメント ²² につながる内容を積極的に取り入れた講座、企画や指導力を向上させる講座を開催し、さまざまな分野で活躍できる女性リーダーを養成します。
19	女性がチャレンジできる環境づくりと情報の提供や相談	◇女性が希望を持って、チャレンジできる環境づくりを行うとともに、チャレンジ支援に関する情報の提供や相談、講座等を開催します。 ◇女性団体やグループの自主的な活動への支援とネットワークづくりを促進します。

²⁰ **パブリック・コメント** 行政の政策に関する基本的な計画等を立案する過程で、その計画案等の趣旨、内容、その他必要な事項を市民に公表し、これらについて提出された市民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する行政の考え方を公表し、市民の意見を政策に反映させる機会を確保させる手続きのこと。

²¹ **積極的改善措置（ポジティブ・アクション）** さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施する措置のこと。

²² **エンパワメント** 人が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること及びそうした力を持った主体的な存在となること。

重点目標2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の方向

(1)事業所等への男女雇用機会均等法²³等の啓発

事業 番号	施 策	内 容
20	事業所等への雇用機会均等法等の普及	◇男女雇用機会均等法や労働基準法等の趣旨を普及させ、雇用の分野でのジェンダー平等を推進するために、事業所の人事担当者や管理職に向けた講座・講演会等を実施するとともに啓発を推進します。
21	フレックスタイム制 ²⁴ 等多様な働き方の普及・啓発の推進	◇フレックスタイム制、テレワーク ²⁵ 、在宅勤務 ²⁶ 等、柔軟な働き方についての自主的な取組や女性の再就職の機会を増やすために、再雇用制度の普及・啓発を行います。
22	ハラスメント防止対策の充実	◇セクシュアル・ハラスメント ²⁷ をはじめとするハラスメント防止について、事業所等へ啓発や研修実施への働きかけを行うとともに、問題が生じた場合の適切な対応についての情報提供や相談体制の充実を図ります。

(2)事業所へのポジティブ・アクション導入の啓発

事業 番号	施 策	内 容
23	事業所、団体等のポジティブ・アクションへの取組についての啓発の推進	◇女性活躍推進法の趣旨の浸透と民間事業所、団体等に対しポジティブ・アクションの情報を提供し、具体化への啓発を推進します。

²³ **男女雇用機会均等法** 正式名称は「雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等、女性労働者の福祉の増進に関する法律」。昭和 60（1985）年制定。募集・採用、配置・昇進等の雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止や婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等が定められています。改正を重ねて、セクシュアル・ハラスメントや、職場における妊娠・出産等に関するハラスメント等の防止対策の強化が図られています。

²⁴ **フレックスタイム制** あらかじめ決められた範囲内で、労働者が各日の始業及び終業の時刻を自ら決めることのできる制度。

²⁵ **テレワーク** I C T（情報通信技術）を利用し、オフィスから離れた場所で仕事をする柔軟な働き方のこと。

²⁶ **在宅勤務** 会社ではなく自宅を就業場所として、出社したときと同様の仕事を行うこと。

²⁷ **セクシュアル・ハラスメント** 継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、さまざまな生活の場で起こり得るものです。職場においては、性的な言動に対する対応により労働者がその労働条件等について不利益を受けるものを「対価型セクシュアル・ハラスメント」、性的な言動により労働者の就業環境が害されるものを「環境型セクシュアル・ハラスメント」といいます。男女雇用機会均等法の改正により、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策が強化されています。

重点目標3 農林業・自営業等に従事する女性への支援

施策の方向

(1)女性組織の育成とリーダー養成

事業番号	施策	内容
24	女性組織の育成とリーダー養成	◇農林業・自営業等に従事する女性のための研修を充実し、組織の育成やリーダーの養成を行います。

(2)女性の労働条件の向上

事業番号	施策	内容
25	農林業・自営業等に従事する女性の実態把握及び労働条件向上のための支援	◇農林業・自営業等に従事する女性の状況について問題点やニーズを把握します。また、家族経営協定 ²⁸ 等の普及に努め、女性の労働条件向上のための支援を行います。

重点目標4 女性の職業意識向上と能力発揮への支援

施策の方向

(1)事業所における意識改善と女性能力開発の促進

事業番号	施策	内容
26	職業能力向上に向けた講座と研修会への参加促進	◇女性の職業意識・職業能力向上のための講座等を関係機関と連携して行います。また、女性の職域拡大や職業能力向上のための研修会等への積極的な参加を促進するため事業所や社員に向けた啓発を行います。
27	起業、就労、資格取得等の情報提供と労働相談窓口の充実	◇働く女性にかかわる情報や、起業活動を目指す女性、就労意欲のある女性の能力開発、資格取得等のための情報を積極的に提供します。また、働く女性のさまざまな相談に応じられるよう関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。
28	再就職に向けた支援	◇育児や介護等のために退職した女性の再就職に向けた取組を関係機関と連携して行います。

²⁸ 家族経営協定 家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

重点目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向

(1)仕事と家庭が両立できる環境づくり

事業 番号	施 策	内 容
29	ワーク・ライフ・バランス のための制度の普及と 啓発の推進	◇仕事と生活の調和を図るために、両立支援の必要性について、事業所や 市民等に情報提供や啓発を行います。 ◇事業所及び市民に育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法 ²⁹ 等 の法律の趣旨や内容を広めます。
30	男性市職員の育児・ 介護休業取得の推進	◇特定事業主行動計画に基づき、男性市職員の育児・介護休業制度の取 得を奨励し、育児休業取得率 85%を目標に取組を積極的に進めます。
31	労働時間短縮促進へ の啓発	◇働く男女が職場・家庭・地域でバランスのとれた活動をするため、労働時間 短縮に向けた取組の普及啓発を行います。

(2)男性にとっての男女共同参画の推進

事業 番号	施 策	内 容
32	男性に対する啓発の 推進	◇男性が参加しやすいテーマや時間帯を考慮した講座を開催し、男性の参 加を促進するとともに、男性向けパンフレットの作成等の取組を進めます。 ◇男女がともに家庭での役割を担うことができるように、男性も参加しやすい 家事・育児・介護講座を充実し、男性の参加を促進します。

²⁹ 次世代育成支援対策推進法 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる法律。平成 17（2005）年度から平成 26（2014）年度末までの時限立法でしたが、法改正により、令和 6（2024）年度末までに延長され、一般事業主行動計画の策定義務の延長、新たな認定制度「プラチナくるみん認定」が創設されました。令和 6（2024）年には、有効期限が令和 17（2035）年 3 月 31 日までに再延長され、次世代育成支援対策の推進・強化が図られました。

重点目標6 家庭・地域における男女共同参画の推進

施策の方向

(1)家庭・地域における男女共同参画の推進

事業 番号	施 策	内 容
33	家庭における共同責任 確立への啓発の推進	◇家庭での男女平等意識と共同責任確立のため、固定的性別役割分担意識や家事労働の評価について考える機会を提供し、啓発を進めます。
34	地域活動における男女 共同参画の推進	◇住みよいまちづくりを男女がともに進めるために、市民が主体的に実施する活動を支援します。
35	地域団体の意思決定 への女性の参画促進	◇自治会等の地域活動が、性別や世代にかかわらず多様な住民の参画により活性化するように支援します。

(2)多様なライフスタイルに応じた子育て・介護への支援

事業 番号	施 策	内 容
36	子育て・介護に関する 支援体制の充実と啓 発	◇次世代育成支援対策推進行動計画、高齢者保健福祉計画に基づき、安心して、子育て・介護ができるよう、インフォーマルサービス ³⁰ も含めた支援体制を充実します。また、男女がともに担う子育て・介護についての啓発及び情報の提供を行います。
37	子育て・介護にかかわ る地域活動への支援	◇子育て・介護を地域で支えるために市民が行う活動に対し積極的な支援を行います。また、子育て家庭の交流・介護者の交流機会の充実を図ります。
38	子育て・介護の相談体 制の充実	◇子育て・介護について、相談体制を充実します。
39	ひとり親家庭の生活の 安定と自立のための支 援	◇次世代育成支援対策推進行動計画に基づき、ひとり親家庭の生活の安定と各種援助制度と就労支援の充実を図ります。
40	多様なニーズに対応で きる保育の充実	◇子育てと仕事の両立支援に向け、延長保育、病児保育、一時保育等臨時的、突発的な保育の充実を図ります。
41	放課後学級の充実	◇学童期の児童が放課後や夏季休業中等に安心して過ごすことができるよう、放課後学級の充実を図ります。

³⁰ インフォーマルサービス 主に福祉分野における公的制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のこと。具体的には、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助等が挙げられます。

基本目標Ⅲ 安全・安心な地域社会づくり

現状と課題

【あらゆる暴力の根絶と被害者支援】

D Vやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為³¹、性暴力・性犯罪等の被害者の圧倒的多数は女性です。女性に対する暴力の背景には、女性蔑視や性に基づく固定的な役割意識、社会的・経済的な男女間の力関係等、男女が対等ではない社会状況があります。女性に対する暴力を根絶するには、性差別意識や男女の社会的地位の格差の解消が必要です。

暴力を受けた被害者は、暴力の場所から逃れたあとも、自己肯定感や自尊感情の低下、P T S D³²（心的外傷後ストレス障害）を発症する場合があるなど、長期間にわたる精神的な不安定や体の不調により生活に支障をきたすことがあります。

「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」の結果をみると、D Vやハラスメントを受けても相談しなかった人が5割にのぼり、その理由に、「自分さえもっとしっかりすればいいのだと思った」「相談しても自分のせいにされたり、我慢するように言われるのではないかと思った」と回答する人がみられました。

また、男性の性暴力被害が顕在化するなど、男性が被害者となることも少なくありませんが、男性は相談につながりにくい傾向があります。性別を問わず、身近な場所で安心して相談できる体制の充実と窓口の周知が求められています。

近年のインターネットやS N S³³の普及により、性被害が低年齢化していることや、性的な画像が拡散された場合は完全に削除することが難しいなどの問題も顕在化しています。

デートD V³⁴等若い世代に起こりやすい暴力被害を未然に防止するために、「性的同意」やデートD Vに関する理解を進め、誰も被害者にも加害者にもならないよう予防教育に取り組む必要があります。

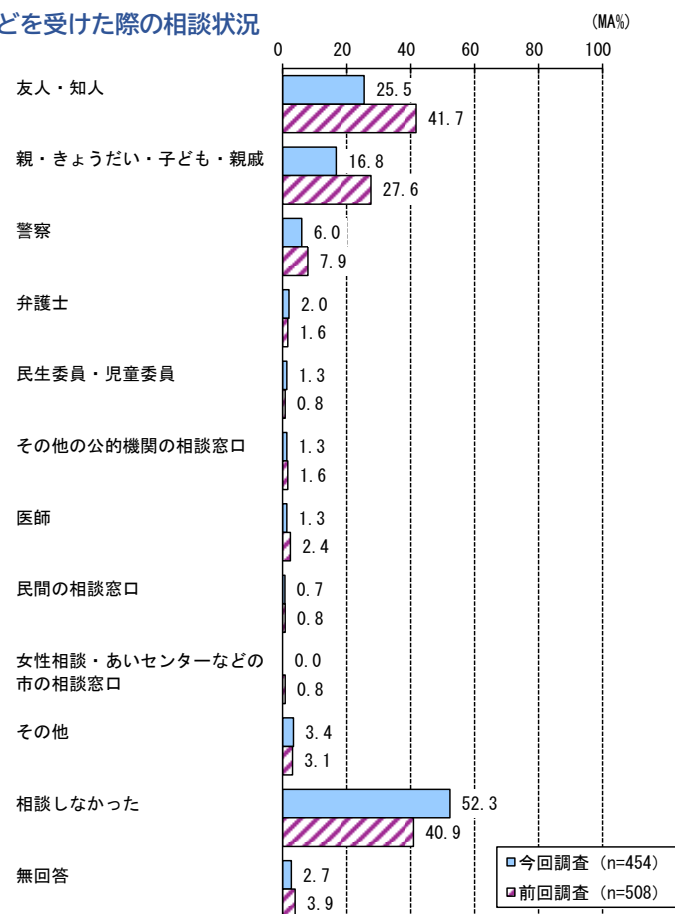
³¹ **ストーカー行為** 特定の者に対する恋愛感情その他好意の感情、又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足させる目的で、つきまとい、交際の要求、名誉・性的羞恥心を害する行為等を反復して行うこと。

³² **P T S D** 心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder）の略語。強い恐怖の体験が記憶に残って心の傷（トラウマ）となり、日常生活に支障をきたす状態になる精神疾患。大規模な災害、犯罪被害のほか交通事故、D V、虐待等によっても生じます。

³³ **S N S** ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。利用者同士がWeb上で交流できるサービスのこと。

³⁴ **デートD V** 交際中の人々の間で起こる身体的・精神的・性的・経済的な暴力や社会的隔離をさします。

■ DV・ハラスメントなどを受けた際の相談状況



資料：「綾部市男女共同参画社会づくりに関する調査」令和元（2019）年度

■ 警察における刑法犯認知件数・相談件数（被害者の状況）

		2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)
不同意性交等	認知件数	1,405	1,332	1,388	1,655	2,711	3,936
	うち女性	1,355	1,260	1,330	1,591	2,611	3,780
	女性割合	96.4	94.6	95.8	96.1	96.3	96.0
不同意わいせつ	認知件数	4,900	4,154	4,283	4,708	6,096	6,992
	うち女性	4,761	3,995	4,111	4,503	5,840	6,629
	女性割合	97.2	96.2	96.0	95.6	95.8	94.8
公然わいせつ	認知件数	746	701	712	624	749	729
	うち女性	647	613	613	541	655	641
	女性割合	86.7	87.4	86.1	86.7	87.4	87.9
略取誘拐・人身売買	認知件数	293	337	389	390	526	588
	うち女性	245	276	322	322	411	461
	女性割合	83.6	81.9	82.8	82.6	78.1	78.4
配偶者からの暴力	相談件数	82,207	82,643	83,042	84,496	88,619	94,937
	うち女性	64,392	63,165	62,147	61,782	63,935	66,723
	女性割合	78.3	76.4	74.8	73.1	72.1	70.3
ストーカー	相談件数	20,912	20,189	19,728	19,131	19,843	19,567
	うち女性	18,403	17,689	17,286	16,724	17,261	16,904
	女性割合	88.0	87.6	87.6	87.4	87.0	86.4
リベンジポルノ ³⁵ (私事性的画像被害)	相談件数	1,479	1,569	1,627	1,728	1,812	2,126
	うち女性	1,382	1,427	1,432	1,494	1,527	1,645
	女性割合	93.4	90.9	88.0	86.5	84.3	77.4

資料：警察庁「令和6年の刑法犯に関する統計資料」「令和6年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

³⁵ リベンジポルノ（私事性的画像被害） 元配偶者や元交際相手等が、復讐や嫌がらせの目的で、本人の同意なく性的画像をインターネット等に公表する行為。

【困難を抱える人への支援】

「困難女性支援法」は、生活困窮や虐待、DV、性暴力・性犯罪被害、家族関係の破綻など、日常生活または社会生活を営むに当たり女性であることによりさまざまな問題に直面することが多いことを踏まえ、生活上の困難な問題を抱える女性(そのおそれもある女性も含む)に対して、女性の人権尊重と当事者中心の視点に立ち、一人ひとりのニーズに応じて、本人に寄り添い、切れ目なく包括的な支援を行うことを基本姿勢としています。

女性は、男性に比べて非正規で働く割合が高く、賃金格差も解消されていないなどの就労の分野で男女がおかれた状況の違い等を背景として、貧困等の生活上の困難に陥りやすいと考えられます。なかでも、母子世帯は父子世帯と比べて就労収入が約半分であるなど、経済的に厳しい状況であるのが実態です。ほかにも非正規就労の単身女性、年金受給額が少ない高齢女性等すべての年代の女性に貧困問題が生じ得ることに留意する必要があります。

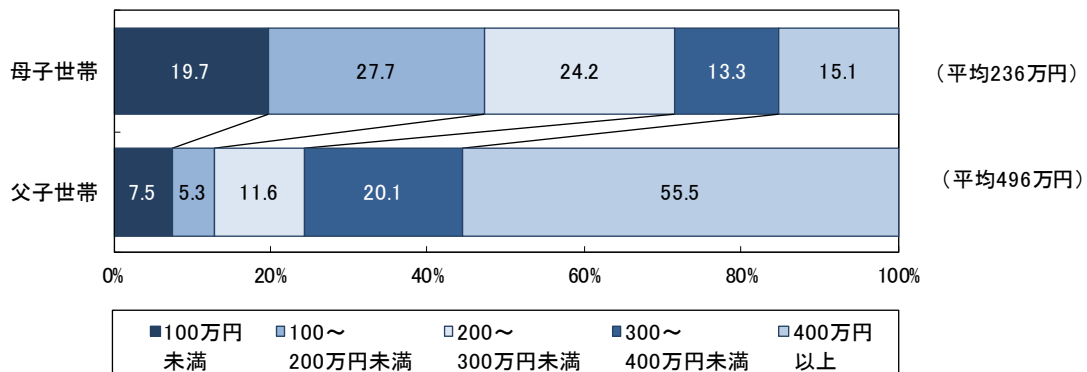
また、性的少数者、障害があること、外国籍等の人であることなどにより社会的困難を抱えている場合、性差別や偏見を背景に、さらに複合的な困難を抱えることがあるため、さまざまな困難を抱える人それぞれの状況に応じた多様な支援が、より届きやすくなるよう配慮することが必要です。

本市における外国人住民は、近年増加しており、製造業の多い本市で働く技能実習生や特定技能などの在留資格で来日する人が多くを占めていると考えられます。多文化共生社会の実現に向けて、多言語での情報提供や外国人労働者を含む在住外国人に対しての日本語学習機会の提供、外国人住民の生活支援等とともに相談につながりやすい体制づくりが求められています。

近年、LGBTQ+など性的少数者を表す言葉の認知は広がっているものの、性的少数者に対する差別や偏見、排除が起こっています。セクシュアリティ³⁶は複数の要素で構成され、それぞれが男女のどちらかに分けられなかったり、その時々で変化したりすることもあるという性の多様性に対する理解の浸透に努め、性的少数者の人が抱える生活上の困りごとへの対応が求められています。

³⁶ **セクシュアリティ** 人の性のあり方全般をさす言葉です。身体（からだ）の性のほかに、性自認（心の性）、性的指向（好きになる性）、性表現（自分の性をどう表現するか）など複数の要素で構成され、その組み合わせは多様です。

■ 母子世帯・父子世帯の年間就労収入の構成割合（全国）



（注）年間就労収入とは、母子世帯の母自身又は父子世帯の父自身の年間就労収入である。
資料：厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」

【生涯にわたる健康づくり】

性別にかかわらず、誰もが持続的にいきいきと活躍できる社会を目指すためには、健康であることが前提であり、生涯にわたる健康の維持と、健康課題と上手に付き合っていくことが重要な課題となります。

女性は産む性であるという特性から、心身の状態がライフステージごとに大きく変化します。そのためセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（SRHR/性と生殖に関する健康と権利）³⁷の視点に立って、性にまつわる正しい知識の提供と性的自己決定³⁸の浸透がとりわけ重要となります。また、食生活やライフスタイルの変化が影響して、乳がん、子宮がん等女性特有のがんの罹患率の上昇、若年化が進んでいます。一方で、男性は生活習慣病のリスクを高める喫煙や飲酒をしている人の割合が高いことが指摘されています。

さらに、うつや不安障害などこころの健康問題は女性に多く見られますが、自殺者数は男性が女性の2倍と多いのが現状です。男性の自殺動機は、仕事や経済的な問題が多く、年齢では中高年層が多くなっています。仕事のプレッシャーや家族を養う責任感が過度になりやすく、悩みを抱えたときに周りに助けを求められず、一人で抱え込んでしまう傾向が、男性の自殺の多さにつながっているといわれています。

こうした性差による健康課題に対応する保健事業等の推進とともに、予期せぬ妊娠や性感

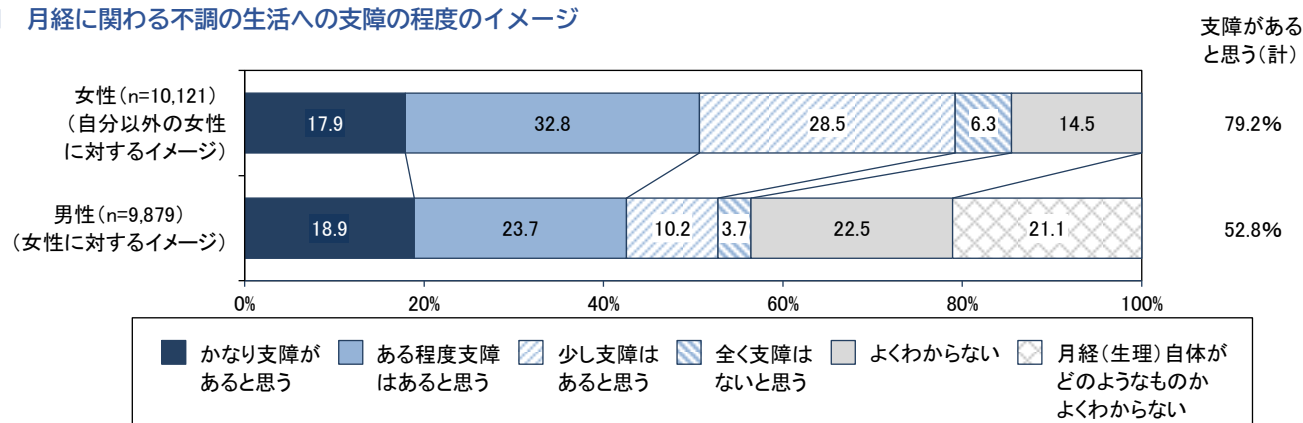
³⁷ セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（SRHR/性と生殖に関する健康と権利） 自分の身体、性や生殖について、誰もが十分な情報を得られ、自分の望むものを選んで決められること、そのために必要な医療やケアを受けられることなど、年齢、性別、婚姻状態などにかかわらず個人の権利を守る概念。

³⁸ 性的自己決定 性（生殖と関係した性だけでなく、生殖を目的としない性も含む）に関わる事柄について自らの責任で選択し決定できること。

感染症の予防、不妊治療、産後うつなどへの対応に加えて、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（SRHR/性と生殖に関する健康と権利）は、男女がともに自分自身の問題として考える必要があります。男女ともに、自分自身及び互いの身体の特性・健康課題に関する正しい理解が求められています。

さらに近年、産後うつになる女性が増加傾向であるなど、妊娠・出産から子育て期までの切れ目ない支援を行うことも家庭センター³⁹等の役割が重要となっています。

■ 月経に関わる不調の生活への支障の程度のイメージ



資料：「令和5年度男女の健康意識に関する調査」（内閣府委託調査）

【防災分野における男女共同参画】

災害による被害は、地震や風水害等の自然要因に加えて、それを受け止める社会のあり方の社会要因により、その被害の内容や大きさが決まってくると言われています。被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にすることが重要です。

大規模災害が発生すると、すべての人の生活が脅かされますが、とりわけ女性や子どものほか、社会的弱者と考えられる人がより大きな影響を受けることが指摘されています。

東日本大震災をはじめとする過去の災害においては、さまざまな意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性のニーズが考慮されにくいといった課題や、避難所等における性暴力被害の発生等が報告されています。

そのため男女共同参画の視点に立った地域防災・減災活動の取組が必要とされており、男女のニーズの違いを把握した対応や、非常時において家事・育児・介護等の負担が女性に集

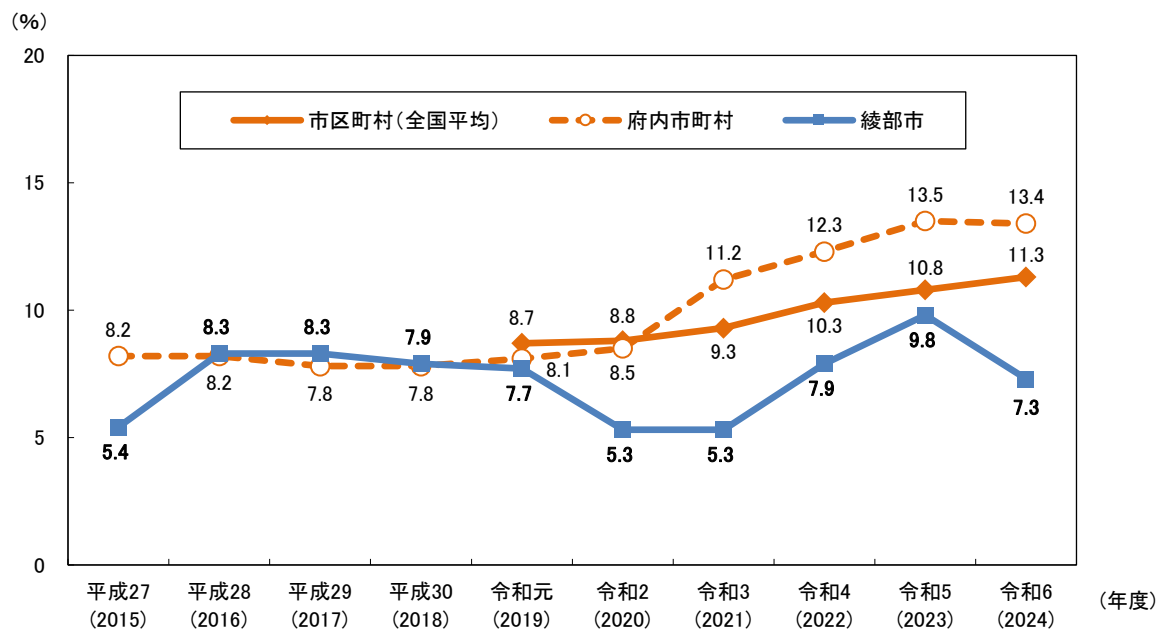
³⁹ こども家庭センター 妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して、切れ目のない総合的相談支援を提供するワンストップ拠点のこと。

中したり、DVや性暴力が増加したりすることがないように配慮が求められます。

平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、女性が男性とともに意思決定に参画し、主体的な担い手であることを認識した取組の推進も必要です。

本市では、平成22（2010）年度に女性消防団を立ち上げ、一般公募による23人の団員により活動を開始しました。市民に対する応急処置の指導者となるべく、上級救命講習の受講や放水訓練等操法訓練に取り組み、平成25（2013）年度には全国女性消防操法大会に京都府の代表として出場しました。また、高齢者宅住宅防火訪問や幼児向けの紙芝居による啓発活動も行っています。一方で、防災会議における女性委員割合は全国や京都府平均よりも低い現状であることから、地域防災に女性の意見を反映できるよう参画の拡大を進めるとともに、各地域においても、避難所運営等において女性をはじめとする多様な市民の声を反映して、誰もが安心できる仕組みづくりが求められています。

■ 防災会議における女性委員割合（綾部市、京都府、全国）



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

重点目標1 暴力を許さない環境づくり

施策の方向

(1)DV等暴力的行為の根絶に向けた啓発

事業番号	施策	内容
42	D V等暴力的行為の根絶に向けた啓発の推進	◇D Vをはじめとする暴力的行為は犯罪であり、重大な人権侵害であるという認識を深め、根絶に向けた意識を醸成するための啓発や情報発信、幼少期から、暴力をふるってはいけないという認識を持つための学習機会の提供を関係部署と連携して行います。

(2)DV被害者への相談・支援体制の充実

事業番号	施策	内容
43	D V被害者への情報提供	◇暴力に悩んでいる人が、D Vについての情報を取得したり、安心して相談機関等に行けるよう、情報提供や広報活動を行います。
44	D V被害者に対する相談体制の充実	◇相談窓口の周知を図るとともに、二次的被害 ⁴⁰ 防止の観点から庁内の連絡体制の確立を進めます。 ◇性別にかかわらず、相談したい人が必要な時に相談できる多様な相談体制の充実を図ります。
45	関係機関と連携した被害者への支援	◇相談業務に携わる、警察、京都府家庭支援総合センター ⁴¹ 、京都府北部家庭支援センター ⁴² 等関係機関との連携強化を図り、暴力に悩む人への支援に努めます。

重点目標2 困難を抱える人への支援

施策の方向

(1)困難な問題を抱える女性への支援

事業番号	施策	内容
46	重層的支援体制整備事業実施計画の推進	◇女性の人権の視点に立って、アウトリーチ ⁴³ を含む早期的な対応を行うとともに、障害や高齢、ひとり親家庭、生活困窮など複数の課題が重なる生活課題を包括的に受け止め、当事者に寄り添いながら継続的に関わる相談支援体制を構築します。

⁴⁰ 二次的被害 犯罪等による直接の被害（一次的被害）だけでなく、捜査機関、司法機関や医療機関の態度、マスコミの取材・報道、周囲の噂や好奇の目で見られることなどにより被害者が傷つけられること。

⁴¹ 京都府家庭支援総合センター 家庭を取り巻く諸課題に的確かつ迅速に対応するため、女性相談支援センター、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所を総合したもの。専門家による家庭支援サポートチームを設置し、複雑・多様化する家庭問題にワンストップで対応し、配偶者暴力相談支援センターとしても位置づけられています。

⁴² 京都府北部家庭支援センター 福知山児童相談所が、D V相談窓口である京都府北部家庭支援センターとして設置されています。

⁴³ アウトリーチ 支援を必要とする人に対して、積極的に対象者の居る場所に出向いて支援につながるよう働きかける取組のこと。

(2)複合的な困難な状況におかれた人への支援

事業 番号	施 策	内 容
47	困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	◇高齢者や障害のある人、外国籍等の人、性的少数者等であることに加え、性差により複合的に困難を抱える人が地域で安心して暮らせる体制づくりを推進します。

(3)多様性の尊重と共に生きる地域づくり

事業 番号	施 策	内 容
48	性の多様性の理解と生活への支援	◇LGBTQ+等性的マイノリティの人が婚姻関係に類するパートナーとして公的・民間サービスを受けることができるパートナーシップ制度の周知と活用支援を行います。

重点目標3 生涯を通じた健康づくりの推進

施策の方向

(1)性と生殖に関する意識の啓発と浸透

事業 番号	施 策	内 容
49	性と生殖に関する意識の啓発と浸透	◇すべての人が対等な関係の下、お互いの意思と自己決定を尊重し、性と生殖に関する正しい知識と妊娠・出産にかかわる女性の心身についての理解を深め、生涯を通じた健康支援の重要性について啓発を行います。
50	学校・家庭における性教育の充実	◇自分の身体や性を大切にすることを基本に、あらゆる教育活動を通じて、身体や性に関する正しい知識を得ることができるよう、性に関する教育の充実を図ります。

(2)生涯にわたる健康づくりへの支援

事業 番号	施 策	内 容
51	ライフステージに沿った生涯にわたる健康づくりの推進	◇幼児期、思春期、成人期、更年期、高齢期等のライフステージに沿った健康づくりの総合的な展開を図ります。 ◇生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、健康診査等の受診を促進し、健康管理のための学習や生活習慣改善指導等の充実を図ります。健康診査・各種がん検査等を受診しやすい環境づくり及び機会の充実を図ります。 ◇性差に応じた的確な医療である性差医療を推進します。
52	こころと身体の健康づくりと悩みに関する相談・カウンセリング体制の充実	◇こころや身体の健康をめぐる問題について気軽に相談でき、男女共同参画の視点で対応できる相談・カウンセリング体制の整備を図ります。

(3)母性保護と母子保健対策の充実

事業 番号	施 策	内 容
53	母性機能の社会的重 要性に関する啓発の 推進	◇母性機能の社会的重要性について、冊子や講座の開催等による意識啓 発を推進します。
54	妊娠・出産期における 女性の健康支援と母 子保健の充実	◇安心して子どもを産むことができるように、また母子の健康な生活を支援す るため、妊娠から出産までの健康診査の受診を勧奨し、保健指導や相談 等を充実します。

重点目標 4 防災分野における男女共同参画の推進

施策の方向

(1)防災分野における男女共同参画の推進

事業 番号	施 策	内 容
55	防災分野における男女 共同参画の推進	◇防災対策が男女のニーズの違いを把握したうえで進められるよう、男女共 同参画の視点を取り入れた防災計画の策定に努めます。
56	地域における防災活動 への支援	◇地域における自主防災活動への男女共同参画の推進や活動への支援を 図ります。

第3章 計画の推進体制

1 計画を推進する体制の充実

男女共同参画は、市民生活のあらゆる分野に関連することから、本計画の推進にあたっては分野横断的な視点をもって、総合的かつ計画的に行う必要があります。

本市が行う施策の企画・立案・実施においては、綾部市男女共同参画推進会議⁴⁴を中心として、男女共同参画の視点が浸透するよう取り組む必要があります。

また、本計画の施策を実効性のあるものとするためには、行政だけでなく市民、事業者、関係団体との協働の下に進めていくことも重要です。

（１）綾部市男女共同参画推進会議

男女共同参画を全庁的な取組にするため、また、本計画の総合的かつ効果的な企画及び推進を図るため、男女共同参画推進会議の機能を十分活用し、各部署との連携強化と、連絡調整を図りながら、施策の具体的な取組を進めます。

（２）綾部市男女共同参画審議会

男女共同参画に関する事項を調査・審議するほか、必要に応じ、市長に意見を述べることができることから、その役割は極めて重要であり、機能が十分発揮されるよう努めます。

（３）男女共同参画に関する職員研修の充実

すべての職員が、ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立って、施策の企画・立案・実施に当たれるよう、職員研修を充実します。

（４）男女共同参画に関する苦情への対応

男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民からの苦情に対して、適切かつ迅速な対応を行います。

⁴⁴ 綾部市男女共同参画推進会議 本市における男女共同参画施策の総合的かつ効果的な企画及び推進を図るために設置され、副市長を委員長とし、各部長級職員をはじめとする管理職職員を委員とします。

（５）綾部市男女共同参画センター機能の充実

男女共同参画を推進するための活動の場、市民活動の拠点として、相談・学習・情報の収集と提供・交流・人材やグループの育成等の機能の充実を図ります。

（６）市民や事業者、関係機関との連携

行政だけでなく広く綾部市全体で男女共同参画のまちづくりに取り組んでいくために、綾部市男女共同参画条例の周知・啓発等、さまざまな機会を通じて市民、事業者、各種団体との連携を図り、男女共同参画に関する意識の向上とそれぞれの主体的な取組の促進を図ります。

また、国、京都府等と積極的な連携に努めるとともに、近隣市町との情報交換等を行い、連携を深めます。

2 計画の進行管理

本計画に掲げた取組について、毎年度、事業の実施状況を把握・検証し、男女共同参画推進会議及び男女共同参画審議会において施策の進捗状況の評価を行います。その結果は、広く市民へ公表するとともに、以後の施策に適正に反映するよう努めます。



參考資料

審議会への諮問答申

諮 問

7綾人第2507号
令和7年12月12日

綾部市男女共同参画審議会
会 長 林 多嘉子 様

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市男女共同参画計画「第4次あいプラン」改定版について（諮問）

綾部市男女共同参画条例第18条第2項の規定に基づき、綾部市男女共同参画計画「第4次あいプラン」改定版について貴審議会の意見を求めます。

答 申

令和8年5月11日

綾部市長 四 方 源太郎 様

綾部市男女共同参画審議会
会長 中 森 奉 子

第4次綾部市男女共同参画計画（あいプラン）改定版について（答申）

令和7年12月12日付け7綾人第2507号で諮問のあった第4次綾部市男女共同参画計画（あいプラン）改定版について、当審議会として慎重かつ活発に審議を重ねた結果、下記のとおりまとめましたので、ここに答申します。

記

1 答申に当たって

綾部市では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成4年度に綾部市女性行動計画「あいプラン」を策定されました。平成18年度には男女共同参画条例を施行され、令和2年度には条例に基づく第4次あいプランを策定されるなど、さまざまな分野で男女共同参画を推進するための取組が進められてきました。

しかしながら、政策・方針決定の場への女性の参画は未だ十分とは言えず、地域社会における慣習やしきたりなど、性別による固定的役割分担意識は今もなお根強く残っているのが現状です。

今回、「第4次あいプラン改定版」の諮問を受け、現状や課題を再認識し慎重に議論を重ねてきました。

男女共同参画社会の実現には、市民の意識を変える取組を地道に継続することが大切です。今後も、国・府などの動向を注視し、時代の変化や社会のニーズに対応しながら、条例や計画に基づいた施策をさらに積極的かつ具体的に推進していくことが重要と考えます。

また、男女共同参画のまちづくりを進めるためには、市民の間に活動の輪が広がっていくことが大切です。市民、事業者、各種団体や行政が一体となって取組が進められるよう心から期待します。

2 諮問内容については概ね差し支えありません。

3 施策の推進にあたっては、次の意見について留意のうえ進められるようお願いいたします。

- 市政に多様な声が反映されるよう、審議会等への女性委員の登用に努められたい。
- 男女共同参画について、担当部署にとらわれず多くの分野をまたぎ、それぞれの部署での業務に反映をされたい。
- 市民に向けた啓発については、男性、障害のある人や高齢者、若年層など世代や性別等に応じ配慮された広報・啓発活動となるよう努められたい。また、多様な媒体を活用し、わかりやすい広報・啓発活動となるよう努められたい。
- 教育における男女共同参画の推進については、幼少期に受けた教育が非常に大きな影響を与えるので、幼児教育、学校教育においては適切な指導をしていただき、次世代を担う子どもの育成に努められたい。
- 多様な性のあり方についての意識啓発として、学習機会の充実を図られたい。
- 事業所に向けた取組として、男性の育児休業取得はもとより復帰後の家庭生活と仕事の両立支援のほか、女性の登用が積極的に取り込まれるよう管理職等へ意識改革を促すような啓発に努められたい。
- 自治会をはじめとする地域社会において、女性をはじめとする多様な人材が活躍できる社会となるため、自治会等と連携し、女性の活躍促進に努められたい。
- 人々が置かれている状況が一層多様化する中で、性別の枠組みに留まらず、それぞれの立場や背景によって生じる困難に目を向け、関係する機関や支援者が連携し、相談後も継続して支援機関とつながれるような支援に取り組まれたい。
- DV等の相談について、性別を問わず気軽に相談できるよう電話回線の増設や相談員の増員など、相談したい人が必要な時に相談できる相談体制の充実にも努められたい。
- 女性に対する暴力に関する実態調査について、定期的に調査を行い状況把握に努められたい。
- 防災分野においては、災害時の避難所運営や被災者支援などにおいて女性の積極的な活用を進めるとともに、地域防災の意思決定の場において男女共同参画の視点で多様な意見が取り入れられる組織となるよう努められたい。

綾部市男女共同参画審議会委員名簿

令和7年度男女共同参画審議会委員

	氏 名
会 長	林 多嘉子
副 会 長	南 田 純 一
委 員	榎 本 彩 乃(令和7年9月30日まで)
委 員	小 畑 千恵子
委 員	片 山 奈 巳
委 員	四 方 章 博
委 員	大 力 浩 二
委 員	高 橋 秀 文
委 員	帯 刀 泰 彰(令和7年10月24日まで)
委 員	中 森 奉 子
委 員	永 井 智 子
委 員	細 井 寛 二
委 員	室 木 明 美
委 員	山 中 史 香
委 員	松 下 葵
委 員	山 本 那津子(令和7年10月1日から)

令和8年度男女共同参画審議会委員

	氏 名
会 長	中 森 奉 子
副 会 長	南 田 純 一
委 員	小 畑 千恵子
委 員	片 山 奈 巳
委 員	岸 見 美紀子
委 員	四 方 章 博
委 員	大 力 浩 二
委 員	高 橋 秀 文
委 員	田 窪 理 那
委 員	永 井 智 子
委 員	細 井 寛 二
委 員	室 木 明 美
委 員	山 中 史 香
委 員	松 下 葵
委 員	吉 田 廉

男女共同参画のあゆみ

年	国 連	国	京都府	綾部市
1975 年 (昭和 50 年)	・国際婦人年 ・「国際婦人年世界会議」開催（メキシコシティ）	・「婦人問題企画推進本部」 「婦人問題企画推進会議」設置 ・総理府に「婦人問題担当室」発足		
1976 年 (昭和 51 年)	・「国連婦人の十年」始まる（～1985 年）	・「民法」一部改正施行（離婚復氏制限の廃止）		
1977 年 (昭和 52 年)		・「国内行動計画」策定	・女性政策担当窓口設置 ・「京都府婦人関係行政連絡会」設置 ・「京都府婦人問題協議会」設置	
1979 年 (昭和 54 年)	・「女子差別撤廃条約」採択		・京都府婦人問題協議会が知事に「提言」を提出 ・「京都府婦人対策推進会議」設置	
1980 年 (昭和 55 年)	・「国連婦人の十年中間年世界会議」開催（コペンハーゲン）	・「女子差別撤廃条約」署名	・「京都府婦人の意識・生活実態調査」実施	
1981 年 (昭和 56 年)	・「女子差別撤廃条約」発効	・「民法」一部改正施行（配偶者の相続分引き上げ）	・「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」策定 ・「京都府婦人の船」実施	
1985 年 (昭和 60 年)	・「国連婦人の十年最終年世界会議」開催（ナイロビ） ・「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択	・「国籍法」及び「戸籍法」の一部改正施行 ・「女子差別撤廃条約」批准 ・「男女雇用機会均等法」公布		
1986 年 (昭和 61 年)		・「男女雇用機会均等法」施行 ・「国民年金法」一部改正施行		
1987 年 (昭和 62 年)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	・「婦人問題に関する意識・実態調査」実施 ・「京都府婦人問題検討会議」設置	
1988 年 (昭和 63 年)			・京都府婦人問題検討会議が知事に「提言」を提出	
1989 年 (平成元年)			・「ＫＹＯのあけぼのプラン」策定 ・福祉部に女性政策課設置 ・「京都府女性政策推進専門家会議」設置 ・ＫＹＯのあけぼのフェスティバル開催	
1990 年 (平成 2 年)	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			・女性政策担当部門設置 ・「綾部市女性対策検討委員会」設置 ・「綾部市女性対策推進会議」設置
1991 年 (平成 3 年)		・「西暦 2000 年へ向けての新国内行動計画」第 1 次改定		・「女性問題講演会」 ・「女性問題についての意識、実態調査」実施 ・「女性フォーラム」開催 ・綾部市女性対策検討委員会が市長に「提言」を提出

年	国 連	国	京都府	綾部市
1992 年 (平成 4 年)		・「育児休業法」施行		・綾部市女性行動計画「あいプラン」策定
1993 年 (平成 5 年)		・「パートタイム労働法」公布・施行 ・中学校家庭科男女共修		・女性グループ支援事業創設 ・女性問題講座「あいアカデミー」開講
1994 年 (平成 6 年)	・国際家族年 ・「国際人口・開発会議」開催（カイロ）	・高等学校の家庭科男女共修 ・総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」設置	・京都府女性政策推進専門家会議が知事に「ＫＹＯのあけぼのプラン改定について」を提出	
1995 年 (平成 7 年)	・「第 4 回世界女性会議」開催（北京）	・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）		・第 4 回世界女性会議 NGO フォーラムへ代表団派遣
1996 年 (平成 8 年)		・男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	・「ＫＹＯのあけぼのプラン」改定 ・京都府女性総合センター開館	・ふれあい課内に女性政策係を設置 ・「あいプラン意識調査」実施 ・綾部市女性対策検討委員会が市長に「あいプラン改定についての提言」を提出
1997 年 (平成 9 年)		・「男女共同参画審議会」設置（法律） ・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「介護保険法」公布		・綾部市女性行動計画「あいプラン」改定
1998 年 (平成 10 年)		・男女共同参画審議会が「男女共同参画社会基本法－男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり－」答申		・綾部市女性センター開館
1999 年 (平成 11 年)		・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行（女性の参画促進を規定） ・男女共同参画審議会が「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 ・「児童買春・児童ポルノ禁止法」公布・施行	・「男女共同参画社会に関する府民意識調査」実施	・「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」実施
2000 年 (平成 12 年)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニューヨーク）	・男女共同参画審議会が女性に対する暴力に関する基本的方策・男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方を答申 ・「ストーカー行為の規則等に関する法律」公布・施行 ・「介護保険法」施行 ・「児童虐待防止法」公布・施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・京都府女性政策推進専門家会議が知事に「新京都府女性行動計画策定に向けての提案」を提言	・綾部市女性対策検討委員会が市長に「第 2 次あいプラン策定についての提言」を提出

年	国 連	国	京都府	綾部市
2001 年 (平成 13 年)		・内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行（一部を除く） ・第 1 回「男女共同参画週間」 ・第 1 回「女性に対する暴力をなくす運動」 ・「育児・介護休業法」改正（休業による不利益取扱いの禁止/時間外労働の制限、介護休暇制度については翌年施行）	・「京都府男女共同参画計画－新 K Y O のあけぼのプラン」策定	・綾部市男女共同参画計画「第 2 次あいプラン」策定
2002 年 (平成 14 年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」完全施行		
2003 年 (平成 15 年)		・男女共同参画推進本部が「女性のチャレンジ支援策の推進について」を決定 ・第 4 回・5 回女子差別撤廃条約実施状況報告審議 ・「少子化対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ・「児童福祉法」改正		
2004 年 (平成 16 年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	・「京都府男女共同参画推進条例」施行	・女性への暴力に関する市民意識調査、報告書を作成
2005 年 (平成 17 年)	・国連「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）	・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ・「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定	・女性チャレンジオフィス開設 ・「女性発・地域元気力『わくわく』プラン」策定	・綾部市男女共同参画検討委員会が市長に「綾部市男女共同参画条例制定に向けた提言」「第 2 次あいプラン改定についての提言」を提出
2006 年 (平成 18 年)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・男女共同参画推進本部において「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」決定	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定 ・女性の再就職支援開始	・「綾部市男女共同参画条例」施行 ・「綾部市男女共同参画審議会」設置 ・綾部市男女共同参画計画「第 2 次あいプラン」改定
2007 年 (平成 19 年)		・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」策定	・「新 K Y O のあけぼのプラン後期施策」策定 ・地域女性チャレンジオフィス開設 ・地域女性わくわくスポット設置	
2008 年 (平成 20 年)		・女性の参画加速プログラム策定	・京都雇用創出活力会議「ワーク・ライフ・バランス専門部会」を設置	
2009 年 (平成 21 年)		・全国共通の番号による「DV 相談ナビ」がスタート ・男女共同参画のシンボルマーク決定	・「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定 ・「男女共同参画に関する府民意識調査」実施	・「男女共同参画についての意識・実態調査」実施

年	国 連	国	京都府	綾部市
2010 年 (平成 22 年)	・国連婦人の地位委員会「北京+15」世界閣僚級会合（ニューヨーク）	・「第 3 次男女共同参画基本計画」策定 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び仕事と生活の調和のための行動指針」改定	・京都府家庭支援総合センター及び南部と北部の児童相談所に家庭支援センターを設置 ・マザーズジョブカフェ開設	
2011 年 (平成 23 年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」発足		・「KYOのあけぼのプラン（第 3 次）」策定 ・京都ワーク・ライフ・バランスセンター開設	・綾部市男女共同参画計画「第 3 次あいプラン」策定
2012 年 (平成 24 年)			・京都女性起業家（アントレプレナー）賞開始	・第 1 回「綾部市男女共同参画社会づくり図画・ポスターコンクール」実施（以後、毎年実施）
2013 年 (平成 25 年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		・女性相談員配置
2014 年 (平成 26 年)		・輝く女性応援会議開催 ・「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 ・「すべての女性が輝く政策パッケージ」策定 ・「男女雇用機会均等法」改正	・「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第 3 次）」改定 ・輝く女性応援会議 in 京都開催	・小・中学生向け男女共同参画啓発冊子、指導者手引書発行
2015 年 (平成 27 年)	・国連婦人の地位委員会「北京+20」世界閣僚級会合（ニューヨーク）	・「女性活躍推進法」公布・施行 ・「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	・「輝く女性応援京都会議」発足、行動宣言採択 ・京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター開設	
2016 年 (平成 28 年)		・「育児・介護休業法」改正 ・「男女雇用機会均等法」改正	・「KYOのあけぼのプラン（第 3 次）」後期施策策定	
2017 年 (平成 29 年)	・第 1 回 G7 男女共同参画担当大臣会合	・「子育て安心プラン」の公表 ・「刑法」の改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等） ・国家公務員の旧姓使用の拡大	・「京都女性活躍応援男性リーダーの会」発足 ・「輝く女性応援京都会議（地域会議）」設置 ・「京都ウィメンズベースアカデミー」開設	
2018 年 (平成 30 年)	・第 2 回 G7 男女共同参画担当大臣会合	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 ・「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定	・「配偶者等からの暴力に関する調査」実施	・あいセンター内に女性相談専用相談室設置
2019 年 (平成 31 年・令和元年)	・W20 日本開催（第 5 回 WAW! と同時開催） ・第 3 回 G7 男女共同参画担当大臣会合 ・ILO「暴力及びハラスメント撤廃条約」採択	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	・「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第 4 次）」改定	・「男女共同参画についての意識・実態調査」実施
2020 年 (令和 2 年)	・国連「第 4 回世界女性会議 25 周年記念ハイレベル会合」 ・W20 サミット（サウジアラビア）開催	・DV 相談+（プラス）開始 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本方針」改定 ・「女性活躍・パワハラ規制法」施行 ・「第 5 次男女共同参画基本計画」策定	・「男女共同参画に関する府民意識調査」実施 ・女性活躍推進サミット「WIT Kyoto」開催	・「綾部市特定事業主行動計画（次世代育成支援・女性活躍推進統合版）」策定

年	国 連	国	京都府	綾部市
2021 年 (令和 3 年)	・「ジェンダー平等を目指す全ての世代フォーラム」(メキシコ、フランス) ・ G20 女性活躍担当大臣会合初会合	・ 人生 100 年時代の結婚と家族に関する研究会開催 ・ コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書	・ 京都府男女共同参画計画「KYOのあけぼのプラン(第4次)」策定	・ 綾部市男女共同参画計画「第4次あいプラン」策定
2022 年 (令和 4 年)		・ 「民法」改正 ・ 「AV 出演被害防止・救済法」施行 ・ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立		・ 女性相談(フェミニストカウンセリング)回数拡大
2023 年 (令和 5 年)	・ G7 男女共同参画担当大臣会合(日本)	・ 性犯罪・性暴力対策強化(痴漢撲滅政策パッケージ、こども・若者の性被害防止緊急対策パッケージ) ・ 「DV 防止法」改正(保護命令制度の拡充) ・ 「刑法」等改正(不同意性交罪、性交同意年齢引上げ、公訴時効延長、若年者への懷柔罪、撮影罪等性犯罪規定の改正) ・ 「性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進法」施行	・ 「配偶者等からの暴力に関する調査」実施	・ 綾部市パートナーシップ制度開始
2024 年 (令和 6 年)	・ 女性差別撤廃委員会 女性差別撤廃条約実施状況第9回報告審議 ・ 第9回報告に対する女性差別撤廃委員会最終見解 ・ G7 男女共同参画担当大臣会合(イタリア)	・ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 ・ 「育児・介護休業法」の改正(子の看護休暇の見直し等)	・ 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第5次)」改定 ・ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画」策定	・ 男性相談開始 ・ 「男女共同参画についての意識・実態調査」実施
2025 年 (令和 7 年)		・ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正 ・ 「男女共同参画社会基本法」改正 ・ 「DV 防止法」改正(接近禁止命令等の禁止行為の追加)		・ 自治会役員に関するアンケート調査実施
2026 年 (令和 8 年)		・ 「第6次男女共同参画基本計画」策定	・ 京都府男女共同参画計画「KYOのあけぼのプラン(第4次)」後期施策策定	・ 綾部市男女共同参画計画「第4次あいプラン改定版」策定

男女共同参画社会基本法

平成十一年法律第七十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明

らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町

村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関す

る活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼ

す影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必

要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成一一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の

各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （令和七年六月二七日法律第八〇号）

（施行期日）

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）

<https://laws.e-gov.go.jp/law/411AC0000000078>



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年法律第三十一号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 （第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条—第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる

心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの

暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用につ

いて、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

- 第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法

(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力

- 又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は

電子メールの送信等を行うこと。

- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- 十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。
- 十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付ける

- こと、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先そ

の他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
 - 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

- 第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合

に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項

の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保

管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは

抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているとき

は、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四

条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外にお	調書

	ける手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

第百六十条第一項

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護

命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性

相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をい

		う。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

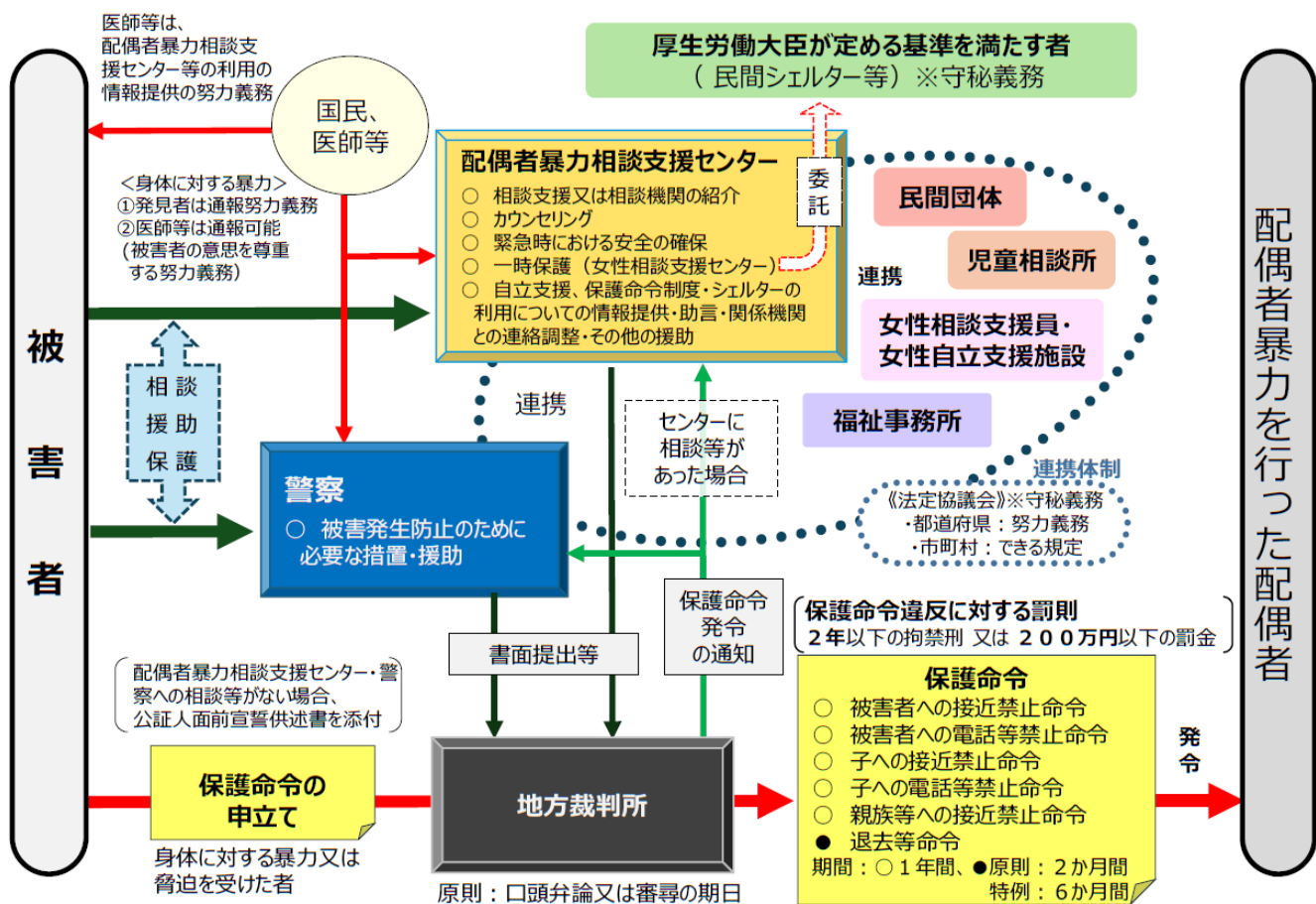
第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

配偶者暴力防止法（DV防止法）の概要【フローチャート】



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）

<https://laws.e-gov.go.jp/law/413AC0100000031>



女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年法律第六十四号

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条―第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条―第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条―第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条―第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓

練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
- ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施

時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成できるよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実

施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下

- 「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

- 第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

- 第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。
- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員で

ある中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」と

あるのは「次項に」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結

果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異
 - 二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合
 - 三 前二号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 四 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関

する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる情報

二 前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方

- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用する職員の男女の給与の額の差異

二 その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

三 前二号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

四 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活にお

ける活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかったとき。
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反したとき。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合

には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規

定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）

<https://laws.e-gov.go.jp/law/427AC0000000064>



困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和四年法律第五十二号

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活する

ための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、

遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の

- 職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
 - 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
 - 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
 - 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

- 第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。
- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援

員を置くよう努めるものとする。

- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

- 第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。
- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
 - 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

- 第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。
- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

- 第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律

の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資す

る教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）
 - 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
- 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
- 三 略
- 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前

の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）

<https://laws.e-gov.go.jp/law/504AC0100000052>



綾部市男女共同参画条例

平成 18 年 3 月 30 日条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 基本的施策（第 9 条—第 17 条）

第 3 章 男女共同参画審議会（第 18 条）

第 4 章 雑則（第 19 条）

附則

私たち市民は、山紫水明の自然の中ではぐくまれた文化と、日本で初めて「世界連邦都市宣言」を行った平和を願う豊かな心を共有し、男女が共に支え合う地域社会をつくり、これを守り育てていかなければなりません。

綾部市においては、男女共同参画を推進するため、女性を中心とする学習活動や女性自らが企画、運営する事業などを進めてきました。

その結果、男女共同参画への強い思いは、地域の中に確かに芽吹き、いきいきと活動する女性が多くなり、男性の意識にも変化が見られるようになりました。

しかしながら、地域社会における慣行や組織活動においては、今なお性別による固定的な役割分担意識が根強く残っています。

急激な少子高齢化をはじめとする社会情勢の変化に対応し、豊かで活動的なまちづくりをしていくためには、新しい価値観を創造し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

このような認識の下、男女が対等なパートナーとして、いきいきと活動できる男女共同参画のまちづくりを目指して、市、市民及び事業者等が一体となって取り組むことを決意し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の実施に関し必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- （2） 積極的改善措置 前号に定める機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3） 市民 市内に居住する者、市内に通勤・通学する者及び市内を活動の拠点とする個人をいう。
- （4） 事業者等 営利又は非営利を問わず、市内において事業を行う個人、法人及びその他市内のあらゆる団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画の推進は、次の基本理念に基づいて行うものとする。

- （1） すべての人が、直接的であるか又は間接的であるかを問わず、性別による差別を受けることなく人権が尊重され、自らの意思と責任において個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- （2） すべての人が、性別によって慣習的に固定された役割分担に基づく慣行又は意識に縛られることなく、自らの意思と責任において社会

における活動の選択ができるよう努めること。

(3) すべての人が、社会の対等な構成員として、市における政策の決定並びに地域及び民間の団体における方針の決定に参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、お互いの協力と社会の支援の下に、次世代を担う子の養育、家族の介護その他の家庭生活において、家族の対等な一員としての役割を果たし、かつ、就労をはじめとする社会活動に参画できるよう努めること。

(5) 教育が男女共同参画の意識の形成について重要な役割を果たすため、学校教育、社会教育、幼児教育、家庭教育等あらゆる教育の場において、人権の尊重と男女共同参画を推進すること。

(6) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他性と生殖に関して、自己決定が尊重され、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。

(7) 男女共同参画のまちづくりは、国際社会における取組や成果と密接な関係を有していることを考慮して、平和を基盤とした国際的協調の下に行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第9条及び前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施するものとする。

2 市は、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協力して男女共同参画推進施策を実施しなければならない。

3 市は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念について理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分

野において、積極的に男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念について理解を深め、その事業活動を行うに当たり男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 すべての人が、社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱いをしてはならない。

2 すべての人が、相手の意思に反し、性的な言動により不快感や不利益を与え、又はその生活環境を害することをしてはならない。

3 すべての人が、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）その他の親密な関係にある者に対して、身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力行為をしてはならない。

(情報に関する留意事項)

第8条 すべての人が、公衆に表示する情報において、性別による固定的役割分担並びに性的な暴力等を助長する表現及び男女共同参画推進施策の妨げとなる表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、綾部市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（推進体制）

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する活動拠点施設の機能充実を図るものとする。

（財政上の措置）

第11条 市は、男女共同参画に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（調査研究）

第12条 市は、男女共同参画を推進するために必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

（啓発活動等）

第13条 市は、男女共同参画に関する市民の関心と理解を深めるため、積極的に情報を提供し、啓発活動を行うものとする。

（教育の充実等）

第14条 市は、基本理念に基づいて、あらゆる教育及び学習活動の場において、男女共同参画を推進する教育を充実するものとする。

2 市は、職場、学校、地域等において、男女共同参画の推進にかかわる人材の育成を行うものとする。

（市における積極的改善措置）

第15条 市は、積極的改善措置の一つとして、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1） 市における政策の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に促進すること。
- （2） 事業者等における方針の立案及び決定の過程への女性の参画を促進するため、当該事業者等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うこと。

（苦情処理）

第16条 市民及び事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、特に必要があると認めるものについて綾部市男女共同参画審議会の意見を聴き、適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、男女共同参画の推進を阻害する行為に係る市民又は事業者等からの相談申出について、関係機関等と連携及び協力を行い、適切な措置を講ずるものとする。

（活動の支援）

第17条 市は、市民及び事業者等が行う男女共同参画の推進に向けた活動に対して、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第3章 男女共同参画審議会**（男女共同参画審議会）**

第18条 男女共同参画に関する重要な事項を調査審議するため、綾部市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、第9条第2項及び第16条第2項に規定する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について、必要に応じ、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

5 男女のいずれか一方の委員の数は、総数の10分の4未満であってはならない。

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 雑則**（委任）**

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

綾部市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例

平成 10 年 10 月 19 日

綾部市条例第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、綾部市男女共同参画センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 男女がともに自立し、あらゆる分野に対等に参画する社会の形成に資するため、綾部市男女共同参画センターを次のとおり設置する。

名称	位置
綾部市男女共同参画センター	綾部市西町一丁目 49 番地の 1

2 綾部市男女共同参画センター（以下「センター」という。）に事務室、交流室及び研修室を置く。

(業務)

第 3 条 センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 女性の社会的地位の向上と社会参画を促進する活動の場の提供
- (2) 男女共同参画に関する情報の収集及び提供
- (3) その他市長が必要と認める業務

(使用の許可)

第 4 条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用の不許可等)

第 5 条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用を許可せず、使用の許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 公益を害し、又は風紀を乱すおそれのあるとき。
- (2) 他の来館者に危害を及ぼし、又は他の来館者の迷惑になるおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設、付属設備、器具その他工作物（以下「施設等」という。）を破損するおそれのある

とき。

- (4) 虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則、条件、指示に違反するとき。
- (6) センターの管理上支障のあるとき。
- (7) 前各号に規定するもののほか、市長が特にその使用を不適當と認めるとき。

(使用料)

第 6 条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、同表に定める使用料を使用申込みと同時に納付しなければならない。

2 前項の使用料は、市長が特に必要と認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 7 条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が還付することを特に認めた場合は、この限りでない。

(使用者の禁止事項)

第 8 条 センターを使用する者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償責任)

第 9 条 使用者は、センターの施設等を破損又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

(市の免責)

第 10 条 センターの施設等の使用により、又は第 5 条の規定に基づく処分によって使用者に生じた損害については、市は、一切の責任を負わない。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日条例第 5 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 7 月 14 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日条例第 10 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 25 日条例第 9 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日条例第 29 号）

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）**センター使用料**

区分	（1 時間当たりの料金）		（全日）
	午前 9 時～ 午後 5 時	午後 5 時～ 午後 10 時	午前 9 時～ 午後 10 時
研修室	900 円	1,100 円	10,500 円

備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、基本額の 2 倍の額とする。
- 2 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の 2 分の 1 の額を加算する。

用語解説一覧表

	用語	説明	初出頁
あ 行	あいセンター	平成 10（1998）年 12 月に、男女共同参画社会の実現を目指すための拠点施設として、「綾部市女性センター」として開設し、平成 23（2011）年 4 月からは、女性も男性も、幅広い層の人が利用しやすい施設にするため、「綾部市男女共同参画センター」に名称を変更しました。交流、研修、情報発信、相談等の事業を実施しています。愛称「あいセンター」。	4
	アウトリーチ	支援を必要とする人に対して、積極的に対象者の居る場所に出向いて支援につながるよう働きかける取組のことです。	40
	綾部市男女共同参画推進会議	本市における男女共同参画施策の総合的かつ効果的な企画及び推進を図るために設置され、副市長を委員長とし、各部長級職員をはじめとする管理職職員を委員とします。	44
	綾部市特定事業主行動計画（次世代育成支援・女性活躍推進統合版）	「次世代育成支援対策推進法」（平成 15（2003）年制定）及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27（2015）年制定）に基づき、綾部市職員の仕事と子育ての両立等に向けた環境整備や目標、勤続年数や労働時間、管理職比率の男女差や女性採用比率等の状況を把握し、数値目標等を定めた計画。	5
	アンコンシャス・バイアス	過去の経験や周りの環境などから、自分自身では気付かないうちに身に付いたものの見方や捉え方の偏りのこと。性別に基づくアンコンシャス・バイアスは、就労の場や地域社会、学校現場、メディア、家庭等のあらゆる場面において無意識に男女の役割に対する固定的な価値観を与えることがあります。	20
	育児・介護休業法	平成 4（1992）年に「育児休業等に関する法律（育児休業法）」が施行され、平成 7（1995）年の改正で「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」となりました。育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的とし、事業主が講ずべき措置等を定めています。改正が繰り返され、令和 4（2022）年には、男性の育児休業取得促進のために出生時育児休業制度が創設され、令和 6（2024）年の改正では、柔軟な働き方の拡充や育児休業の取得状況の公表義務の拡大などが行われました。	6
	インフォーマルサービス	主に福祉分野における公的制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のこと。具体的には、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助等が挙げられます。	33
	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。利用者同士が Web 上で交流できるサービスのこと。	34
	LGBTQ+	レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別とは異なる性別で生きたい人）、クエスチョニング（わからない、決めたくない人）の頭文字に「+」を加えることで、それら以外も含む多様な性のあり方を表現する言葉です。	5
	エンパワーメント	人が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること及びそうした力を持った主体的な存在となること。	29

	用語	説明	初出頁
か 行	家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。	31
	京都府家庭支援総合センター	家庭を取り巻く諸課題に的確かつ迅速に対応するため、女性相談支援センター、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所を総合したもの。専門家による家庭支援サポートチームを設置し、複雑・多様化する家庭問題にワンストップで対応し、配偶者暴力相談支援センターとしても位置づけられています。	40
	京都府北部家庭支援センター	福知山児童相談所が、DV相談窓口である京都府北部家庭支援センターとして設置されています。	40
	こども家庭センター	妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して、切れ目のない総合的相談支援を提供するワンストップ拠点のこと。	38
	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由にして、役割を分担するのが当然、あるいは自然だとする意識のことをいいます。	23
さ 行	在宅勤務	会社ではなく自宅を就業場所として、出社したときと同様の仕事を行うこと。	30
	ジェンダー平等	一人ひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味しています。	3
	次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる法律。平成 17（2005）年度から平成 26（2014）年度末までの時限立法でしたが、法改正により、令和 6（2024）年度末までに延長され、一般事業主行動計画の策定義務の延長、新たな認定制度「プラチナくるみん認定」が創設されました。令和 6（2024）年には、有効期限が令和 17（2035）年 3 月 31 日までに再延長され、次世代育成支援対策の推進・強化が図られました。	32
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	平成 27（2015）年制定。働くことを希望する女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられています。令和 7（2025）年に、男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表の義務づけ（常時雇用する労働者 101 人以上の事業主）や有効期限（令和 18（2036）年 3 月 31 日まで）の 10 年間延長などの改正が行われています。	2
	ストーカー行為	特定の者に対する恋愛感情その他好意の感情、又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足させる目的で、つきまとい、交際の要求、名誉・性的羞恥心を害する行為等を反復して行うこと。	34
	性的指向・性自認	性的指向とは、どのような性別の人を好きになるか、ということ。性自認（性の自己認識）とは、自分の性別をどのように認識しているのか、ということで、「心の性」と言われることもあります。「身体の性」と「心の性」が一致せず、自身の身体に違和感をもつ人もいます。	23

	用語	説明	初出頁
	性的自己決定	性（生殖と関係した性だけでなく、生殖を目的としない性も含む）に関わる事柄について自らの責任で選択し決定できること。	37
	性的少数者	性的指向が同性や両性である、性自認が身体的性別と一致していないなど、性のあり方が多数派に属さない人。	5
	性的同意	性にまつわることについて、あいまいにせず、相手の意思を互いに確認すること。	3
	政府報告書	女性差別撤廃条約の締約国は、条約の実施のためにとった立法、司法、行政その他の措置等について、定期的に政府報告書を国連事務総長に提出し、女性差別撤廃委員会からの審査を受けることとされています。この審査結果を踏まえ、同委員会は、締約国に対する「勧告」を含む最終見解を発出します。	3
	セクシュアリティ	人の性のあり方全般をさす言葉です。身体（からだ）の性のほかに、性自認（心の性）、性的指向（好きになる性）、性表現（自分の性をどう表現するか）など複数の要素で構成され、その組み合わせは多様です。	36
	セクシュアル・ハラスメント	継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、さまざまな生活の場で起こり得るものです。職場においては、性的な言動に対する対応により労働者がその労働条件等について不利益を受けるものを「対価型セクシュアル・ハラスメント」、性的な言動により労働者の就業環境が害されるものを「環境型セクシュアル・ハラスメント」といいます。男女雇用機会均等法等の改正により、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策が強化されています。	30
	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（SRHR/性と生殖に関する健康と権利）	自分の身体、性や生殖について、誰もが十分な情報を得られ、自分の望むものを選んで決められること、そのために必要な医療やケアを受けられることなど、年齢、性別、婚姻状態などにかかわらない個人の権利を守る概念。	37
	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施する措置のこと。	29
	選択議定書	条約の内容を補うために作られる文書で、条約と同じ効力を持ちます。女性差別撤廃条約選択議定書には「個人通報制度」と「調査制度」の2つの手続きがあり、それらを利用するには、新たに批准が必要です。	3
た 行	ダブルケア	子育てと親や親族の介護を同時に担う状態のことをさします。	27
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会と定義されています。	2

	用語	説明	初出頁
	男女共同参画社会基本法	平成 11（1999）年施行。男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、男女共同参画社会の形成についての基本理念を定め、国・地方公共団体及び国民の果たすべき役割、基本計画の策定を規定しています。令和 7（2025）年に、独立行政法人男女共同参画機構の設置に伴い、男女共同参画センターの法的な位置づけの明確化などの一部改正が行われています。	2
	男女雇用機会均等法	正式名称は「雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等、女性労働者の福祉の増進に関する法律」。昭和 60（1985）年制定。募集・採用、配置・昇進等の雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止や婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等が定められています。改正を重ねて、セクシュアル・ハラスメントや、職場における妊娠・出産等に関するハラスメント等の防止対策の強化が図られています。	30
	D V	ドメスティック・バイオレンス。夫婦・パートナーや恋人など親密な間柄において起こる身体的・精神的・性的・経済的な暴力や社会的隔離のこと。暴力には、脅し、無視、言動の制限、強制、苦痛を与えることも含まれます。	2
	デート D V	交際中の人々の間で起こる身体的・精神的・性的・経済的な暴力や社会的隔離をさします。	34
	テレワーク	I C T（情報通信技術）を利用し、オフィスから離れた場所で仕事をする柔軟な働き方のこと。	30
な 行	二次的被害	犯罪等による直接の被害（一次的被害）だけでなく、捜査機関、司法機関や医療機関の態度、マスコミの取材・報道、周囲の噂や好奇の目で見られることなどにより被害者が傷つけられること。	40
は 行	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	平成 13（2001）年制定。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。改正を重ねて、暴力の種類や対象の拡大等の D V の実態を反映した実効性の高い施策や措置が充実・強化されています。	2
	パブリック・コメント	行政の政策に関する基本的な計画等を立案する過程で、その計画案等の趣旨、内容、その他必要な事項を市民に公表し、これらについて提出された市民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する行政の考え方を公表し、市民の意見を政策に反映させる機会を確保させる手続きのこと。	29
	ハラスメント	「嫌がらせ」のこと。セクシュアル・ハラスメントのほかにもパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等があります。マタニティ・ハラスメントは、妊娠・出産・育児休業等を理由とした嫌がらせや不利益取扱いのこと。 パタニティ・ハラスメントは、子育て中の父親への職場等での嫌がらせのことで、男性社員が育児休業や短時間勤務を取りにくくなるような言動や「育児は女性の役割」という考え方を押し付ける言動等が挙げられます。 令和 2（2020）年に改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が施行され、職場におけるハラスメント防止対策の強化が義務化され、令和 7（2025）年には、カスタマーハラスメントや求職者に対するセクシュアル・ハラスメントが追加されました。	4

	用語	説明	初出頁
	P T S D	心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder）の略語。強い恐怖の体験が記憶に残って心の傷（トラウマ）となり、日常生活に支障をきたす状態になる精神疾患。大規模な災害、犯罪被害のほか交通事故、D V、虐待等によっても生じます。	34
	フレックスタイム制	あらかじめ決められた範囲内で、労働者が各日の始業及び終業の時刻を自ら決めることのできる制度。	30
ら 行	リベンジポルノ （私事性的画像被害）	元配偶者や元交際相手等が、復讐や嫌がらせの目的で、本人の同意なく性的画像をインターネット等に公表する行為。	35

第4次あいプラン

綾部市男女共同参画計画改定版

令和8（2026）年7月

発行：綾部市

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

TEL 0773-42-3280 FAX 0773-42-4406

【お問合せ】綾部市男女共同参画（あい）センター

〒623-0016 京都府綾部市西町一丁目49番地の1（I・Tビル5階）

TEL 0773-42-2030 FAX 0773-42-2030

E-mail jinkensuisin@city.ayabe.lg.jp

